

第2次豊前市男女共同参画行動計画

(後期計画)

男女がともに輝くまち ぶぜん

(素案)

令和5年1月

豊 前 市

目 次

第1章 計画策定の目的と背景

1 計画の目的	1
2 計画策定の背景	1
(1) 国際的な動き	1
(2) 国の動き	2
(3) 県の動き	2
(4) 豊前市の取組み	3
3 豊前市の男女共同参画の現状	4
(1) 人口等の現状	4
(2) 市民意識調査からみた豊前市の現状	7
4 計画の概要	10
(1) 計画の位置づけ	10
(2) 計画の期間	10
(3) 計画の基本理念	11
(4) 計画の基本目標	11
(5) 本計画とSDGsの関連性	14
(6) 計画の体系	15
5 計画における重点項目	16

第2章 実施計画

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域づくり	19
1 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	19
2 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進	22
基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり	26
1 男女共同参画に関する啓発活動の充実	26
2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	29
基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり	31
1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	31
2 仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備	34
3 家庭生活における男女共同参画の推進	36
基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり	38
1 あらゆる暴力の根絶	38
2 生涯にわたる健康づくりの推進	41
3 社会的マイノリティの人々への支援	42
基本目標Ⅴ 市民とともに進める推進体制の充実	44

1	推進体制の充実	44
2	特定事業主行動計画の着実な推進	46

第3章 付属資料

- 1 豊前市男女共同参画推進条例
- 2 豊前市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画策定の経過
- 4 諮問書
- 5 答申書
- 6 国際婦人年以降の国内外の主な動き
- 7 関連する法律
 - (1) 男女共同参画社会基本法
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 用語の解説（本文中※印について解説）

第1章

計画策定の目的と背景

第1章 計画策定の目的と背景

1 計画の目的

豊前市は、男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指しています。

2021年（令和3年）に実施した豊前市男女共同参画市民意識調査（以下、「市民意識調査」という）の結果をみると、意識のうえでは「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を支持しない人が約7割と高くなっていますが、実際の家庭内での役割分担においては性別による偏りがみられます。また、家庭生活や職場、地域活動や政治の場など社会の多くの場について、男女が「平等である」と感じる人もまだまだ少ない状態です。さらに、多くの女性が地域の役職等につくことに消極的な姿勢をみせるなど、男女共同参画社会の実現には、解決すべき問題点や課題が多く残されています。

一人ひとりの市民が性別に関わりなく職場や家庭、地域など社会のあらゆる場面に参画し、その個性と能力を発揮できる社会を実現することは、人権の尊重という観点に加えて、現代社会の様々な変化に対応し、持続可能な社会を築いていくためにも重要です。

本計画は、豊前市においてこれらの問題点や課題を解消し男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的な施策の展開を図ることを目的としています。

2 計画策定の背景

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、国際的な動きと連動しながら推進されており、豊前市においても国際的な協調を図るとともに、国や県の動きを勘案しつつ、取組みを進めています。

（1）国際的な動き

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、この年メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催されました。国連はこれに続く10年間を「国連婦人の10年」とし、加盟各国は女性の地位向上に取り組むこととなりました。1979年（昭和54年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。1995年（平成7年）には、「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上やエンパワーメント※などをさらに推進するための「北京宣言※」と、各国が取り組むべき課題を示した「行動綱領※」が採択されました。

「行動綱領」の成果と課題についてはその後も定期的に国際的な議論が重ねられています。2010年（平成22年）には、国連のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関わる4つの専門機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）※」が設立され、2020年（令和2年）には、第4回世界女性会議25周年（北京+25）とUN Women 設立から10周年を記念し、メキシコシティとパリで「ジ

ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」が開催（新型コロナウイルス感染拡大の影響により翌年に延期）されました。また、2015年（平成27年）には、「国連持続可能な開発サミット」の成果文書である「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標5として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が設定されました（14頁参照）。ジェンダー平等の実現は、SDGsのすべての目標とターゲットの進展において死活的に重要であると位置づけられています。

（２）国の動き

国は、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。また、条約批准のためには国内の法整備を進める必要があり、その一環として、同年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立しました。1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には基本法に基づいた法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には、DV^{*}の防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という）」が施行されました。DV防止法は、女性への暴力根絶を目指してその後も改正が重ねられています。また、2016年（平成28年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）が、2018年（平成30年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*}（候補者男女均等法）」が施行されるなど、女性の方針決定の場への参画を推進するための法整備も進められています。

2020年（令和2年）には、政府機関、民間企業、市民社会などが連携し、ジェンダー平等に向けた一層の取組みを進めることや、新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などへの対応を盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

（３）県の動き

福岡県においても、国の動きに連動する形で男女共同参画への取組みが進められてきました。男女共同参画社会基本法施行後の2001年（平成13年）には「福岡県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、2002年（平成14年）には「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。2006年（平成18年）には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。これらの計画は、その後も改訂等が重ねられ、2021年（令和3年）には「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されています。また、2013年（平成25年）には性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設、2019年（平成31年）には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例^{*}（県性暴力根絶条例）」が

公布されており、性暴力の根絶と被害者の支援について、全国に先駆けた取組みが行われています。

（４）豊前市の取組み

豊前市では、2002年（平成14年）6月に「豊前市男女共同参画推進懇話会」を設置し、「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書～ためらわず・こだわらず・自分らしく今一歩～」が市長に提出されました。これをスタートに、翌2003年（平成15年）8月には、「豊前市男女共同参画審議会」を設置、2004年（平成16年）3月には、「男女がともに輝くまちぶぜん」を基本理念に掲げた「豊前市男女共同参画行動計画」を策定し、豊前市における男女共同参画推進の本格的な取組みを開始しました。

以降2010年（平成22年）4月には、「豊前市男女共同参画推進条例」を施行、2011年（平成23年）3月には、「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画となる「豊前市男女共同参画後期行動計画」を策定し、同年、「ハートピアぶぜん」を豊前市における男女共同参画推進の拠点施設として設定しました。

2016年（平成28年）4月からは「人権男女共同参画室」を新設し、男女共同参画を専門に担う担当係を置き、2017年（平成29年）3月には「第2次豊前市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施しています。計画策定当初からの理念「男女がともに輝くまち ぶぜん」を目指して、誰もが大切にされ、一人ひとりのエンパワーメントで活躍することのできるまちづくりに取り組んでいます。

3 豊前市の男女共同参画の現状

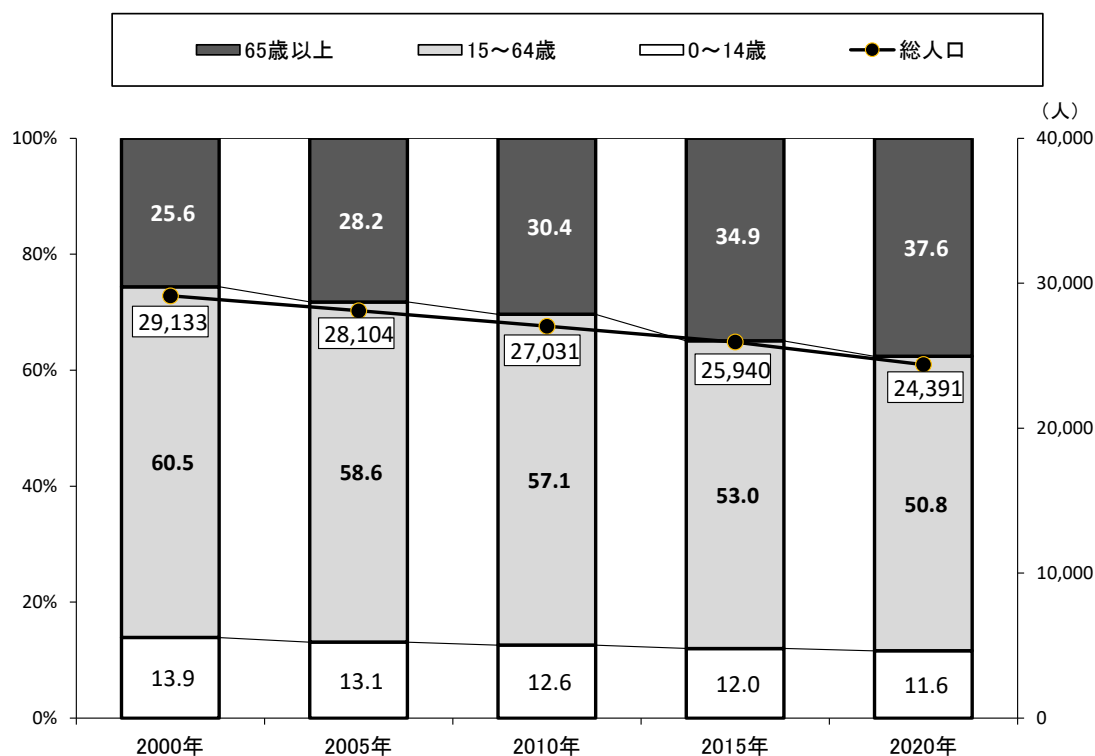
(1) 人口等の現状

①総人口及び年齢3区分別人口の推移

豊前市の総人口は、2000年（平成12年）の29,133人から2010年（平成22年）の27,031人、2020年（令和2年）には24,391人と減少傾向にあります。

年齢区分別の割合をみると、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、2010年（平成22年）の30.4%から2020年（令和2年）には37.6%となっており、高齢化が急速に進行しています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、2010年（平成22年）の57.1%から2020年（令和2年）には50.8%に低下しており、年少人口（0～14歳）も減少傾向となっており、今後も少子高齢化が進行していくものと思われます。

図表1-3-1 年齢3区分別人口割合の推移



	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
65歳以上	7,468	7,936	8,204	8,964	9,177
15～64歳	17,630	16,481	15,430	13,609	12,389
0～14歳	4,035	3,686	3,395	3,087	2,825
総人口	29,133	28,104	27,031	25,940	24,391

資料：各年国勢調査

※総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない

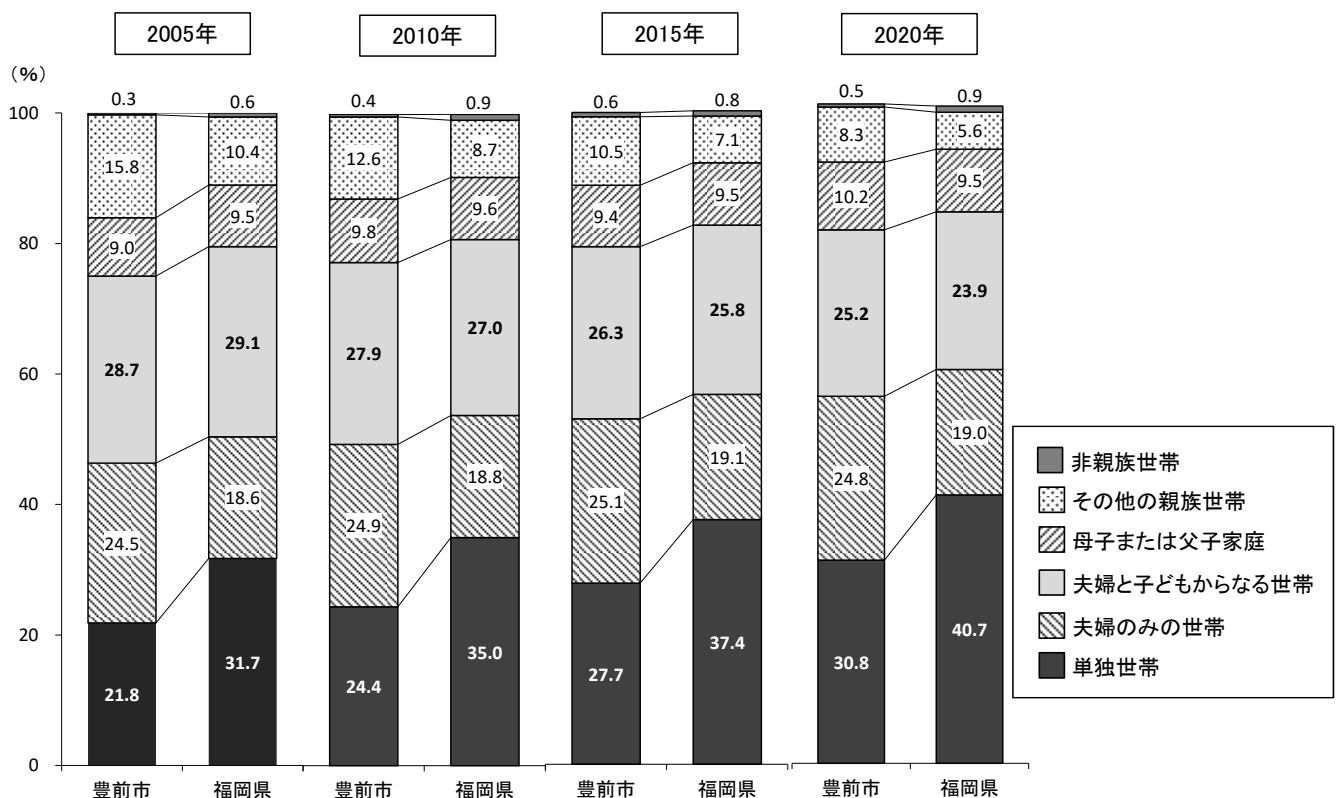
②家族類型別一般世帯数の推移

豊前市における一般世帯の家族形態の割合についてみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は2005年（平成17年）の28.7%から2020年（令和2年）には25.2%とやや減少しています。一方、「単独世帯」の割合は2005年（平成17年）の21.8%から2020年（令和2年）には30.8%と大幅に増加しています。

福岡県全体と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は福岡県と大きく変わりませんが、「夫婦のみの世帯」の割合が福岡県に比べやや高く、「単独世帯」の割合は低くなっています。2020年（令和2年）の国勢調査では、「夫婦のみの世帯」は65歳以上の高齢者世帯が多い傾向となっており、豊前市においても介護支援や地域の見守りなどの対応が必要となってくると思われます。

また1割前後で推移している「ひとり親家庭」についても、支援に関する情報提供や相談など必要な家庭に支援や情報が届く取組みが求められます。

図表1-3-2 家族類型別一般世帯数の推移（福岡県比較）



資料：各年国勢調査

（※）一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

●親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員など）がいる場合もここに含まれます。

●非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。

●単独世帯：世帯人員が1人の世帯。

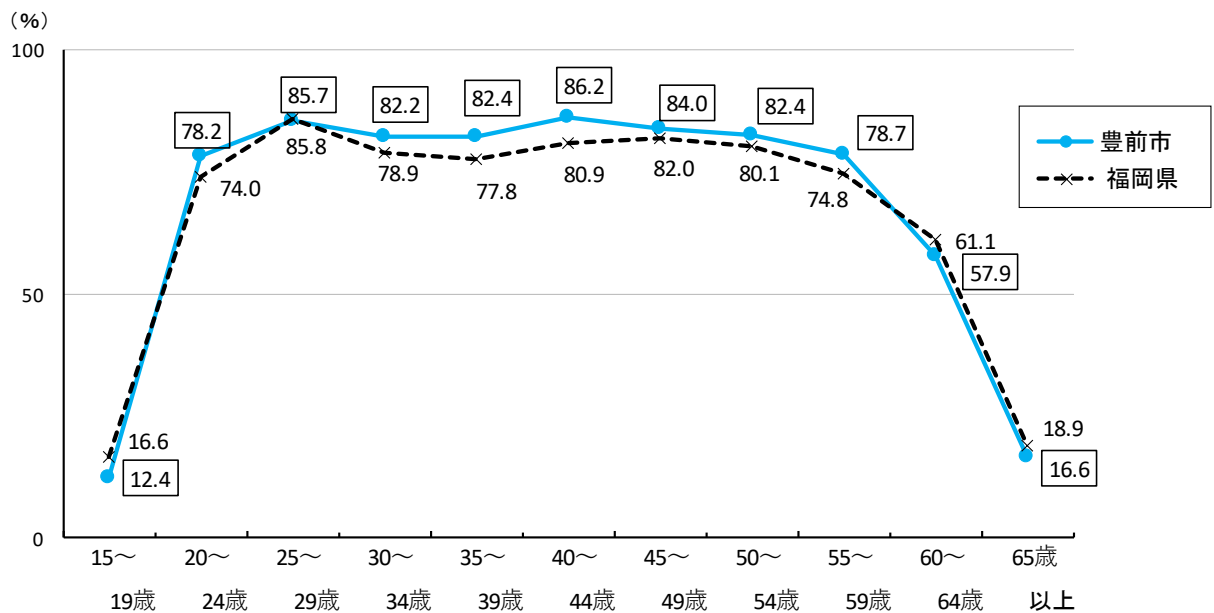
今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

③女性の年齢階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力率は、日本では結婚や出産を機に退職する女性が多いため、30歳代でいったん低下し、その後、育児が落ち着いた頃に再び就業して上昇するという、いわゆるM字型のカーブを描くとされてきましたが、近年では結婚や出産に関わらず就労を継続する女性が増加してM字カーブが緩やかになる傾向を示しています。

豊前市の2020年（令和2年）の女性の年齢階級別労働力率をみると、わずかにM字カーブを描く傾向はみられますが、20歳代後半から50歳代前半まで労働力率は8割を超えており、就労を継続している女性が多くなっています。福岡県と比較しても女性の労働力率は豊前市の方が高く、豊前市では、就業を継続する女性が多いという特徴があります。就業を継続する女性に対しては仕事と家庭の両立支援策等が求められます。

図表 1－3－3 女性の年齢階級別労働力率（福岡県比較）



資料：2020年（令和2年）国勢調査

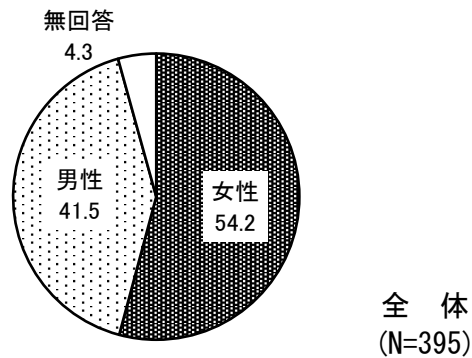
※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

(2) 市民意識調査からみた豊前市の現状

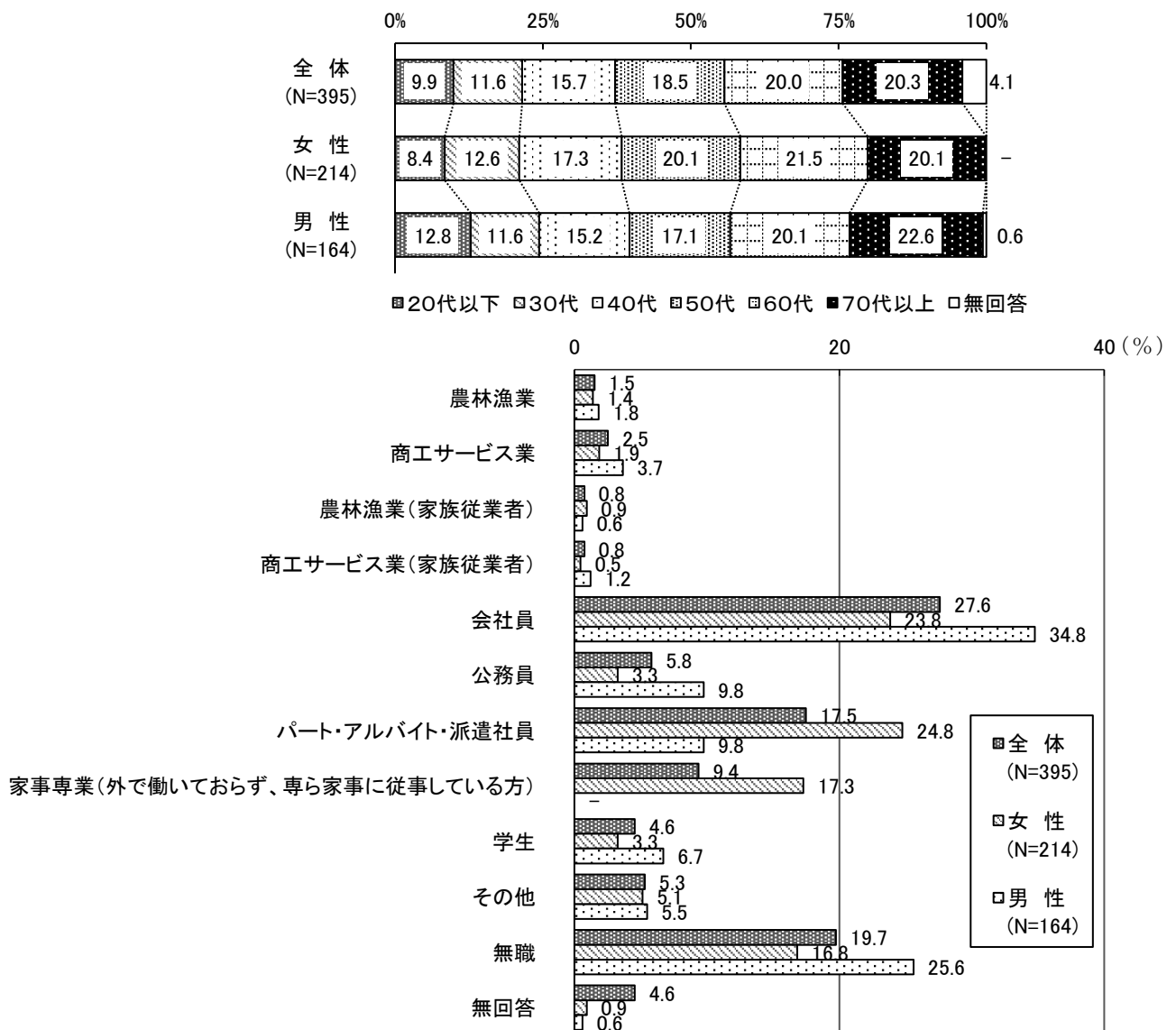
豊前市における男女共同参画意識の現状を把握して今後の施策推進の基礎資料とすることを目的として市内に居住する18歳以上の男女1,000人を対象に、2021年（令和3年）12月に郵送法で実施し、395人から回答を得ました。

回答者の概要は、以下のとおりとなっています。

● 性別



● 年齢別

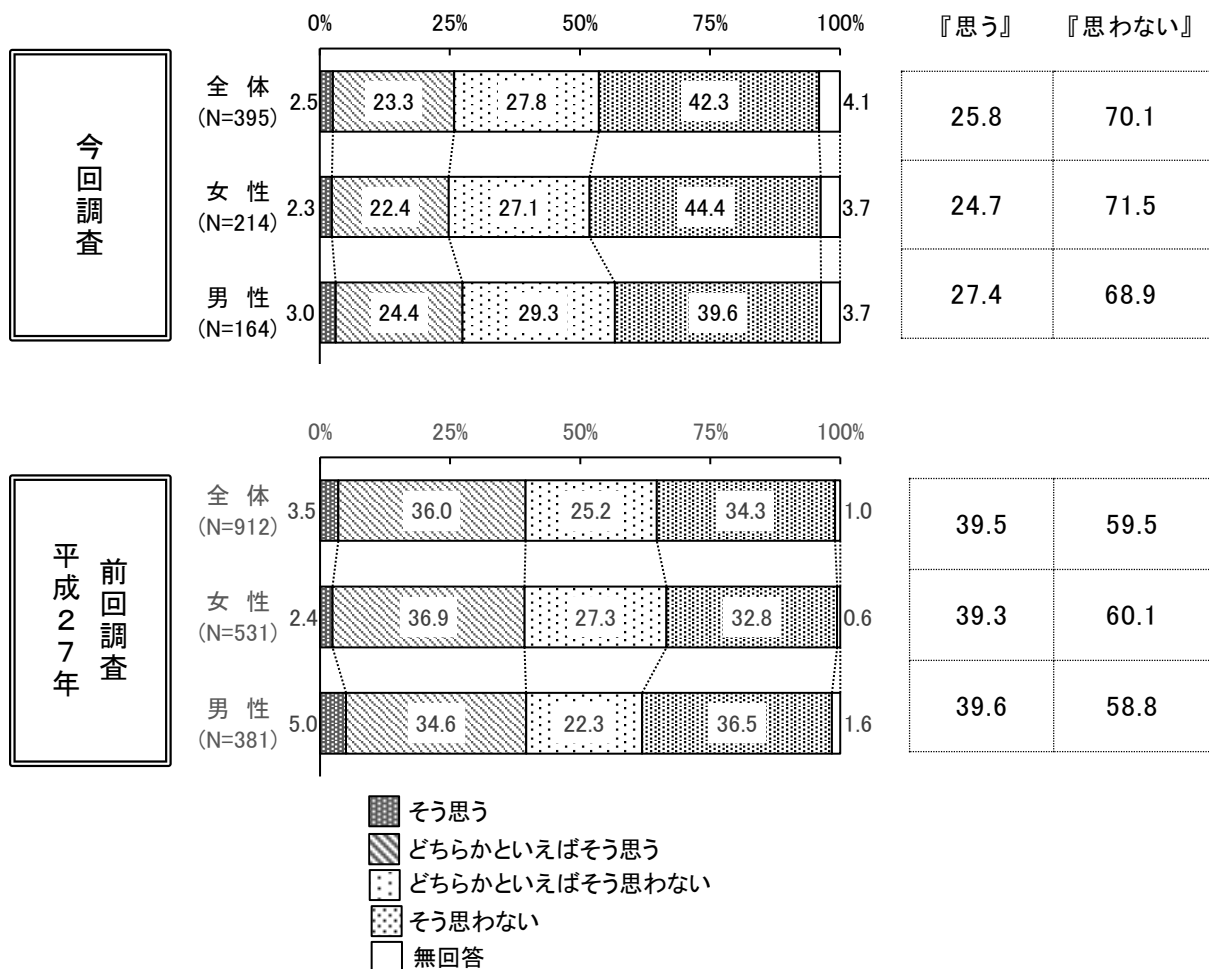


① 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した『思う』は25.8%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した『思わない』は70.1%で、性別役割分担を容認しない人の割合が大幅に高くなっています。

前回調査と比較すると、性別役割分担を容認しない人は男女とも10ポイント程度増加しており、男女ともに性別役割分担意識が解消される傾向となっています。

図表 1－3－4 固定的性別役割分担意識〔全体、性別〕（前回調査比較）



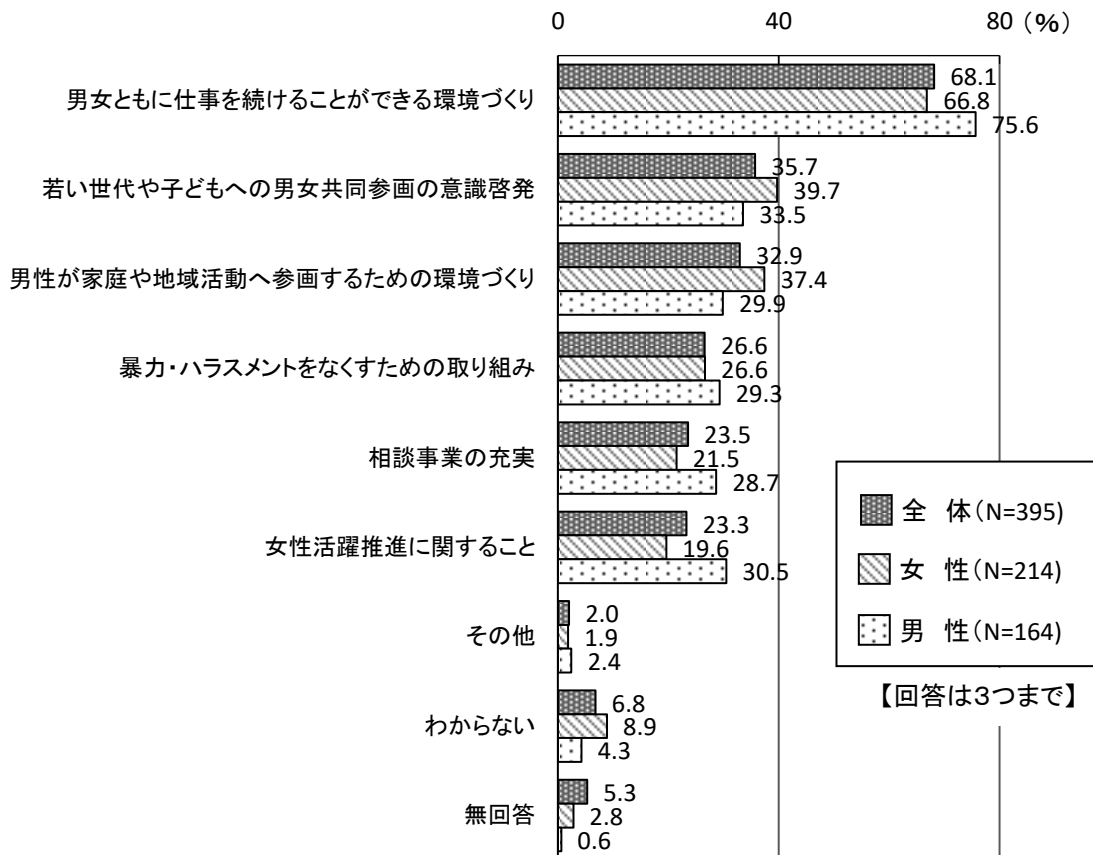
※回答数(N=395)の中に性別無回答者がいるため、合計とは一致しない

②男女共同参画社会実現のために行政が力を入れるべきこと

男女共同参画社会実現のために行政が力を入れるべきこととしては、「男女ともに仕事を続けることができる環境づくり」が68.1%で最も高く、次いで「若い世代や子どもへの男女共同参画の意識啓発」(35.7%)、「男性が家庭や地域活動へ参画するための環境づくり」(32.9%)などが上位にあがっています。

性別でみると、第1位の「男女ともに仕事を続けることができる環境づくり」は女性66.8%に対して男性75.6%で、男性の方が高くなっています。また、「相談事業の充実」(女性21.5%、男性28.7%)、「女性活躍推進に関すること」(女性19.6%、男性30.5%)も男性の方が高くなっています。一方、「若い世代や子どもへの男女共同参画の意識啓発」(女性39.7%、男性33.5%)、「男性が家庭や地域活動へ参画するための環境づくり」(女性37.4%、男性29.9%)は女性の方が高くなっています。

図表 1－3－5 「男女共同参画社会」を実現するために行政が力を入れること
[全体、性別]



4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画です。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村計画として策定しています。

- ②「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

この計画は、「豊前市男女共同参画推進条例」第9条に基づくものであり、条例の基本理念、責務等を踏まえて策定しています。

- ③「豊前市総合計画」及び国・県の計画を踏まえた計画です。

この計画は、「第6次豊前市総合計画」や、国の「第5次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との整合性を保ちながら、豊前市における男女共同参画推進に関する基本的な取組みの方向と具体的施策を示す計画です。

- ④SDGsの理念を踏まえた計画です。

この計画は、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）、特に「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえて策定しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間としています。2022年度（令和4年度）に計画の進捗状況等について見直しを行い、社会情勢や国の施策等の変化を考慮したうえで2026年度（令和8年度）までの後期計画を策定したものです。

2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
前期計画期間					計画の 見直し				
					後期計画期間				

（３）計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」並びに「第6次豊前市総合計画」「豊前市男女共同参画推進条例」の理念に鑑み、前期計画に引き続き、本計画の基本理念を、以下のとおり

男女がともに輝くまち ぶぜん

と定めます。

本市では、2002年（平成14年）に設置した「豊前市男女共同参画推進懇話会」から「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書～ためらわず・こだわらず・自分らしく今一歩～」が提出されました。この懇話会提言書を踏まえて、「豊前市男女共同参画行動計画」を策定し、「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げて様々な取組みを推進してきました。続く「第2次豊前市男女共同参画行動計画」においてもこの基本理念を引き継いでおり、今後5年間の後期計画においても「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げて取組みを進めていくものです。

（４）計画の基本目標

本計画の理念の実現に向けた計画的な施策の推進のために、次に掲げる5つの目標を設定します。

- I 男女がともに参画する地域づくり
- II 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり
- III 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり
- IV 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり
- V 市民とともに進める推進体制の充実

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域づくり

地域を活力と魅力あふれるものにしていくためには、性別やその他の属性に関わらず様々な経験や社会的背景を持つ人々が、それぞれの個性と能力を活かして地域づくりに関わり、多様な視点を方針決定や施策に反映していくことが重要です。国は「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組みを進める」との目標を掲げていますが、豊前市の審議会・委員会や各種地域団体等の役員など、意思決定過程への女性の参画は十分とはいえません。

地域の活性化や防災など、地域の課題解決に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに地域社会の形成に参画できるよう取り組むとともに、市の審議会・委員会等や地域団体等の役職への女性の登用を推進します。

基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

誰もが性別に関わりなく自分らしく生き、輝くことができる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別をめぐる固定的な役割分担意識や偏見を抱かず、お互いの個性や生き方を尊重する意識を共有することが重要です。豊前市で活動する市民がそれぞれの個性と能力を活かし様々な分野で活躍できるよう、お互いを認め合い、尊重しあう意識づくりを進めます。

市民や市内事業所、地域団体等に対し、男女共同参画に関する啓発・情報提供を充実するとともに、市民のための相談体制を充実します。子どもたちが性別によって将来の可能性を制限されてしまうことのないよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

社会・経済状況や家族や地域のあり方が大きく変化するとともに、個人のライフスタイルやライフコース※も多様化している現在、これまでの働き方や暮らし方を見直していくが必要になっています。働く場において一人ひとりの市民がそれぞれの個性と能力を活かして活躍できることはもとより、家庭や地域などの生活面においても充実した活動ができる環境をつくることが重要です。

被雇用者だけではなく農林水産業・商工業等の自営業についても、ワーク・ライフ・バランス※の実現や仕事と育児や介護との両立が可能となるよう、市民や事業所と協力しながら施策を推進します。市民が性別や年齢に関わらず生活面でも自立し活動ができるように、日常生活に直結する知識や技術を身につけるための支援を行います。

基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、 安心・安全に暮らせる基盤づくり

人が性別によって差別されたり、DVやハラスメント*等の暴力を受けたりすることは重大な人権侵害です。また、男女が対等な関係のもとで、生涯にわたり安全で健康な生活を営み、性と生殖に関して正しい知識と決定権をもつことは基本的な人権の一つです。

女性の人権の重要な課題である「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ*」（性と生殖に関する健康と権利）についての理解を醸成し、一人ひとりがライフステージに応じて安心して健康な生活を送れるよう支援します。また、DVやハラスメント、性暴力について市民の認識を高めるよう啓発を進めるとともに、被害者への相談・支援体制を充実させます。

高齢者や障がい者、外国人、性的少数者*、ひとり親世帯など、社会において複合的に困難な状況におかれがちな人々が安心して暮らすことができるよう支援体制を整え、すべての人が大切にされるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅴ 市民とともに進める推進体制の充実

豊前市において男女共同参画を推進するためには、行政職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を理解し、認識を深めることが必要です。また、行政、市民及び事業者等との連携も重要です。市条例では、市は、男女共同参画に関する施策を推進するにあたって「市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない」と定められ、市民は、「市が実施する推進施策に協力するよう努める」と定めています。市条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業所、団体と互いに連携を図りながら、協働して施策を推進していきます。

豊前市における男女共同参画推進拠点の機能や庁内の推進体制の充実を図ります。市民、企業、地域団体等の模範となるよう、庁内におけるワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を積極的に推進します。

本計画に位置づけられたそれぞれの施策を着実に実施するために、その進捗状況と達成度を定期的に確認し、市民や地域の各団体の委員などで構成される「豊前市男女共同参画審議会」の評価や提言を受けて、必要な場合は改善していきます。

(5) 本計画とSDGsの関連性

2015年(平成27年)の国連サミットで採択されたSDGsの理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、2030年(令和12年)までの国際社会全体の持続可能な17のゴール(目標)を定めています。豊前市においても男女共同参画社会の実現に向けて、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」について取組みが求められています。

■基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するゴール				
基本目標Ⅰ 男女がともに参画する 地域づくり					
基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、 尊重しあう意識づくり					
基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな 人生を送れる環境づくり					
基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安 心・安全に暮らせる基盤づくり					
基本目標Ⅴ 市民とともに進める 推進体制の充実					

■本プランと関連するSDGsゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(6) 計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策	
男女がともに輝くまち ぶぜん	I 男女がともに 参画する 地域づくり	1 男女共同参画の視点に 立ったまちづくりの推進	(1)地域における男女共同参画の推進 (2)男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への 取組み
		2 審議会・委員会・地域団体 等における女性の登用の 推進	(1)各種地域団体等の意思決定過程における 男女共同参画の推進 (2)市の審議会・委員会等における男女共同参画の 推進
	II 男女が互いを 認め合い、尊重しあう 意識づくり	1 男女共同参画に関する 啓発活動の充実	(1)男女共同参画に関する啓発と相談の充実 (2)男女共同参画についての学習機会の提供 (3)男女共同参画に関する情報提供の充実
		2 男女共同参画の視点に 立った教育の推進	(1)教育・保育関係者の男女共同参画についての 理解促進 (2)性別にとらわれない学習・進路指導の推進
	III 男女がともに 豊かな人生を送れる 環境づくり (女性活躍推進法に基 づく市の推進計画)	1 働く場における男女共同 参画と女性活躍の推進	(1)企業等における男女の均等な機会と待遇の確保 の促進 (2)男女の就業・再就労支援の充実 (3)農林水産業・商工業等の自営業における 男女 共同参画の推進
		2 仕事と生活の調和を図る ための社会環境の整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)子育て支援施策の充実 (3)介護を社会で支える環境の整備
		3 家庭生活における男女共同 参画の推進	(1)男女の生活面での自立に向けた取組みの推進
	IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)	1 あらゆる暴力の根絶	(1)DV、ハラスメント、性暴力等の防止対策の推進 (2)DV、ハラスメント等に関する相談支援体制の 拡充
		2 生涯にわたる健康づくりの 推進	(1)ライフステージに応じた健康づくり支援 (2)リプロダクティブ・ヘルス＆ライツについての理解の 促進
		3 社会的マイノリティの人々 への支援	(1)高齢者・障がい者に対する支援 (2)在住外国人等に対する支援 (3)ひとり親家庭等への支援 (4)性的少数者への支援
	V 市民とともに進める 推進体制の充実	1 推進体制の充実	(1)市民と協働の推進体制の充実 (2)庁内における男女共同参画の推進
		2 特定事業主行動計画の 着実な推進	(1)市職員における男女の機会均等と職域の拡大 (2)市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 (3)女性職員の管理職登用の促進

5 計画における重点項目

男女共同参画の推進にあたって、近年の社会状況や豊前市の男女共同参画の現状、豊前市男女共同参画後期行動計画の進捗状況等を踏まえ、次の3つを本計画における特に重点的に取り組むべき項目とします。

(1) 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化の進行やライフスタイルが変化するなか、市民にとって身近な生活のある地域での男女共同参画推進の重要性が増しています。地域での活動においては慣例やしきたりが重視されるなど、いまだに男性中心的な運営になりがちな実態がありますが、地域の活性化のためには、性別や年齢に関わらず多様な人々が地域での活動に参画することが必要です。

地域の団体に対して男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行うとともに、女性の積極的な登用や組織運営の見直しについて働きかけます。また、女性自身が役職等への就任を忌避する傾向があることから、地域でのリーダーとなる女性の育成や人材リストの充実と活用を図ります。

⇒(女性)人材リストを充実させ、審議会等における女性の登用率向上を図ります。

●該当する主な施策

- I－1－(1) 地域における男女共同参画の推進
- I－2－(1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進
- II－1－(1) 男女共同参画に関する啓発と相談の充実
- (2) 男女共同参画についての学習機会の提供
- (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

(2) 人材育成とネットワークづくり

男女共同参画社会を実現するにあたっては、行政による取組みだけではなく、市民自らが課題を見つけ、課題解決に向けた活動を企画し実施するなど、主体的に参画することが望めます。そのためには、女性リーダーの育成はもとより、すでに様々な分野で活動している個人や団体間の情報交換や交流を促進し、行政も含めた協働を促進するなど、それぞれの活動をより効果的に行える仕組みづくりが必要です。

市民への啓発や情報提供の手法、媒体等を工夫し、男女共同参画への市民の関心を高めるよう努めます。市内の人材や団体のネットワーク化や行政との協働の機会をつくるなど、市民と協働して施策を推進します。

⇒講演会や講座、広報誌を通じた啓発活動の実施方法を工夫し、男女共同参画の推進に関わる市民を増やします。

●該当する主な施策

- I－2－（１）各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進
- （２）市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進
- II－1－（１）男女共同参画に関する啓発と相談の充実
- （２）男女共同参画についての学習機会の提供
- （３）男女共同参画に関する情報提供の充実
- V－1－（１）市民と協働の推進体制の充実

（３）推進体制の充実

本計画を着実に推進するには、男女共同参画について行政職員が正しく理解し、その必要性についての認識を深めることが不可欠です。また、関係各課が連携しながら、あらゆる施策に男女共同参画の視点をもって施策の実施にあたるジェンダーの主流化を進める必要があります。

男女共同参画推進会議を中心として、関係各課の連携のもとに事業を推進します。また、市民や市内事業所への模範となるよう、豊前市特定事業主行動計画に掲げる目標達成に向け、女性職員の登用や男性職員の育児休業取得促進を図ります。

⇒特定事業主行動計画に掲げる目標の達成を目指します。

（管理的地位（係長以上）の女性職員比率、男性職員の育児休業取得率）

●該当する主な施策

- II－1－（１）男女共同参画に関する啓発と相談の充実
- （２）男女共同参画についての学習機会の提供
- （３）男女共同参画に関する情報提供の充実
- V－1－（１）市民と協働の推進体制の充実
- （２）庁内における男女共同参画の推進
- V－2－（１）市職員における男女の機会均等と職域の拡大
- （２）市職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- （３）女性職員の管理職登用の促進

第2章

実施計画

第2章 実施計画

基本目標Ⅰ

男女がともに参画する地域づくり

●主な施策1 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

【現状と課題】

高齢化や単身世帯の増加が進行するなか、市民にとって身近な生活の場である地域を活力あるものとしていくためには、地域づくりのあらゆる場面において、性別や年齢に関わらず多様な経験や背景を持った人々が参画し、意見やアイデアを出し合うことが必要です。特に近年、被災時における家庭的責任の女性への集中や、避難所での着替えや授乳などへの配慮の不足などの問題が指摘されており、防災や災害対応にジェンダーの視点を反映させることや、地域の防災・防犯活動への女性の参画が求められています。

市民意識調査によると、地域活動・社会活動の場での男女の地位について、「男性の方が優遇されている」とする人が5割を超えています【図表2-1】。

また、災害に備えるため必要なこととして、「日頃から地域でのつながりを大切にする」「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」などが多くあげられています。【図表2-2】。

男女がともに地域活動に主体的かつ積極的に参画することができるよう、各種地域団体への意識啓発を推進するとともに、地域で活動するグループへの支援を行います。防災計画・防災体制づくりに男女共同参画の視点を取り入れ、災害時における性別によるニーズの違い等に対応できる体制を整えます。自主防災組織や消防団、防災士等への女性の参画を働きかけ、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていきます。

(1) 地域における男女共同参画の推進

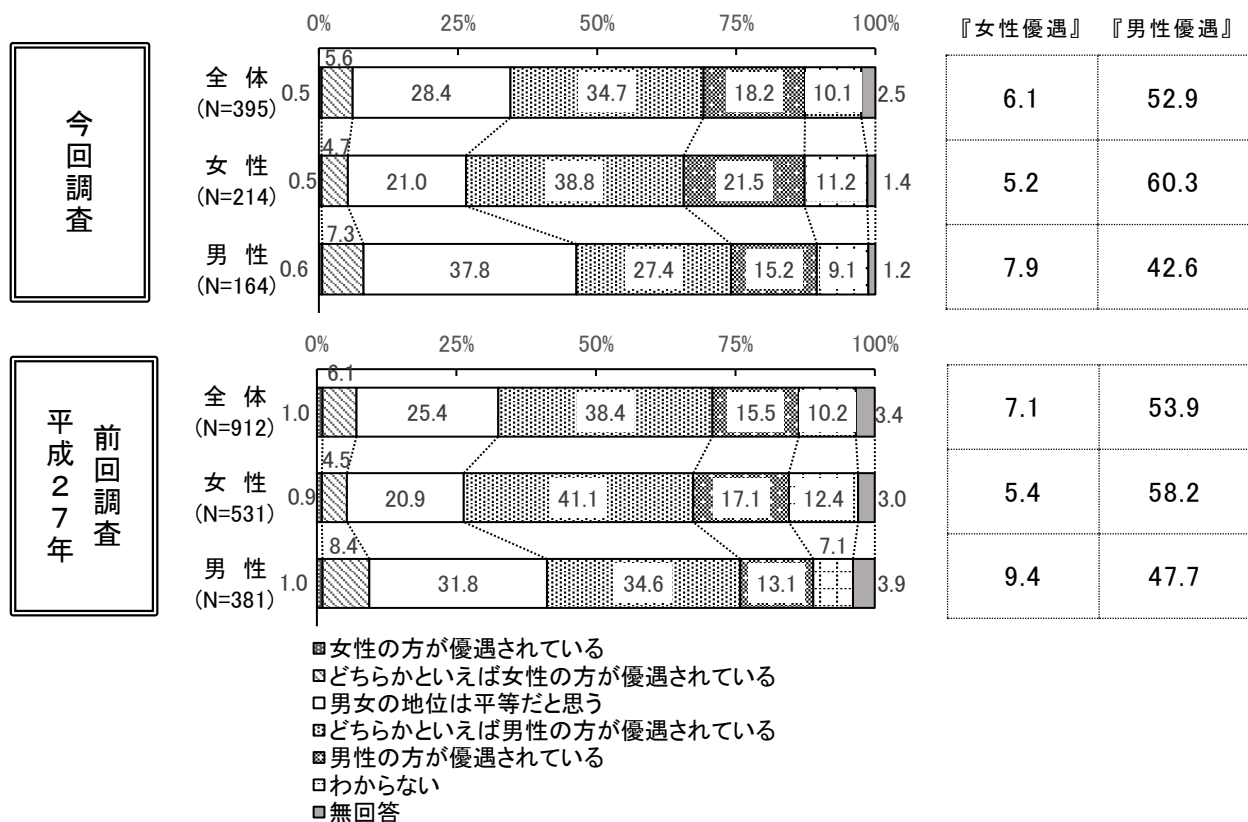
番号	事業名	事業概要	担当課
1	各種地域団体に対する意識啓発の推進	自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等の地域の団体に対し、男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行います。	全庁
2	地域で自主的な活動を行うグループへの支援	男女共同参画の視点に立ち自主的な活動を行うグループ、まちづくりや地域おこし、ボランティアなどの活動を行うグループに対して関係各課と連携のもと活動を支援します。	全庁
3	地域等における慣習等の見直し促進	男女共同参画の視点に立って、地域の慣習、慣行の見直し等について、広報や講演会などを活用して市民への啓発とともに地域へ機会をとらえて働きかけます。	人権男女共同参画室 全庁

(2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取組み

番号	事業名	事業概要	担当課
4	性犯罪や街頭犯罪防止対策の充実	自治会等の地域団体や警察と連携し、防犯灯の設置やパトロールの強化等、性犯罪や街頭犯罪防止対策を充実します。	総務課 生涯学習課
5	男女共同参画の視点に立った防災計画・防災体制づくり	災害時における性別によるニーズの違いに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の推進及び自主防災組織等の防災体制づくりを推進します。	総務課
6	地域の防災・防犯活動への女性の参画の促進	自主防災組織や消防団、防災士等への女性の積極的な参画を働きかけます。	総務課

【参考データ】

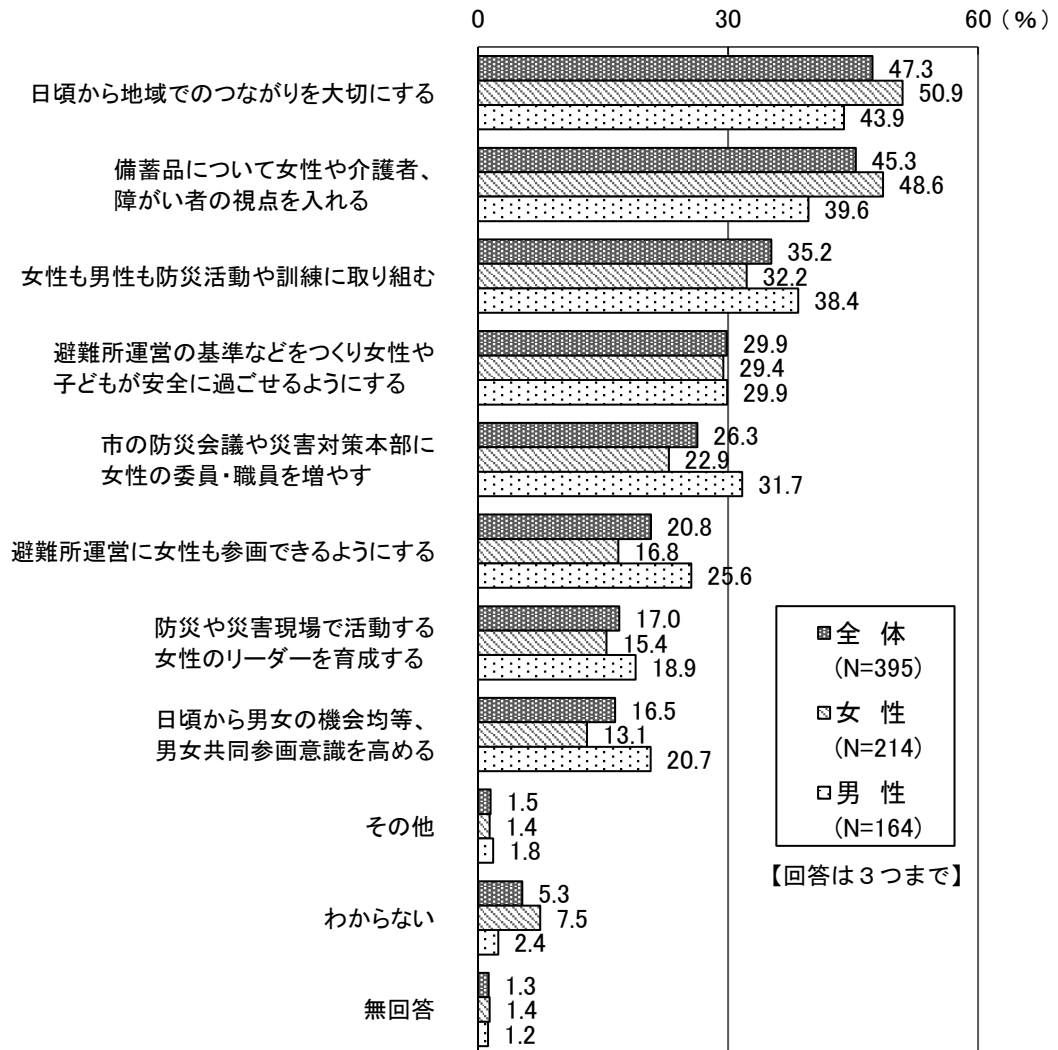
図表2-1 地域活動・社会活動の場での男女の地位の平等感[全体、性別]
(前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

【参考データ】

図表2-2 災害に備えるため必要な男女共同参画の視点[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

● 主な施策 2 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進

【現状と課題】

豊前市では、「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」を策定し、審議会等での女性の登用率について 30%を下回らないこととし、男性、女性がほぼ同数で構成されることを目指しています。2022 年（令和 4 年）4 月現在の豊前市の審議会等における女性委員の登用率は 31.8%で、30%には達したものの、福岡県内市町村平均の登用率を下回っており、目指している状態には程遠いといえます【図表 2－3】。

市民意識調査によると、県や市の審議会・委員会のメンバーに推薦された場合に「断る」と回答した女性が 72.9%に上っており、その他の地域の役職についても「断る」が 8 割前後を占めるなど、女性が役職につくことに消極的であることがうかがえます。【図表 2－4】。断る理由としては、「役職につく知識や経験がないから」、「家事・育児や介護に支障が出るから」が多く【図表 2－5】になっており、女性が知識や経験を蓄積できる機会を設け、地域や団体のリーダーとなれる人材を育成することが望まれます。加えて、子育て中や介護中の人でも負担にならないよう活動時間や活動内容を工夫するなど、男女がともに地域での活動に参画できる環境を整えることが必要です。

審議会・委員会や地域の役職における女性の登用について、関係各機関・団体の理解・協力を求めるとともに、組織運営のあり方についても見直しを働きかけます。リーダーとなる人材の育成と情報の収集および提供を行い、政策・方針決定の場への女性の参画を支援します。また、女性の登用率について定期的に調査を行い、状況の把握と目標達成に向けた取組みを推進します。

（１）各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
7	各種地域団体等の意思決定における女性の参画の促進	公民館や自治会など、地域の役職への女性の登用を働きかけるとともに、男性中心の組織運営の見直しを働きかけます。	人権男女共同参画室 総務課 生涯学習課
8	男女共同参画に関わる人材についての情報の収集と提供	各分野で活躍している女性や男性について、各課や関係機関と連携し情報収集を行い、人材リストを作成し、活用を促します。	人権男女共同参画室
9	女性リーダーの育成とネットワークづくり支援	講座の開催や県などの情報提供を通じて、地域で自主的な活動を推進するリーダー等人材の育成と交流を図ります。	人権男女共同参画室

(2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
10	市の審議会・委員会等における女性の登用の推進	「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」に基づき、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。	全庁
11	審議会・委員会等の女性の登用状況の調査と公表	審議会・委員会等への女性の登用状況を調査し、女性人材登録状況と合わせて結果を公開するなど、女性の登用に向けて啓発していきます。	人権男女共同参画室

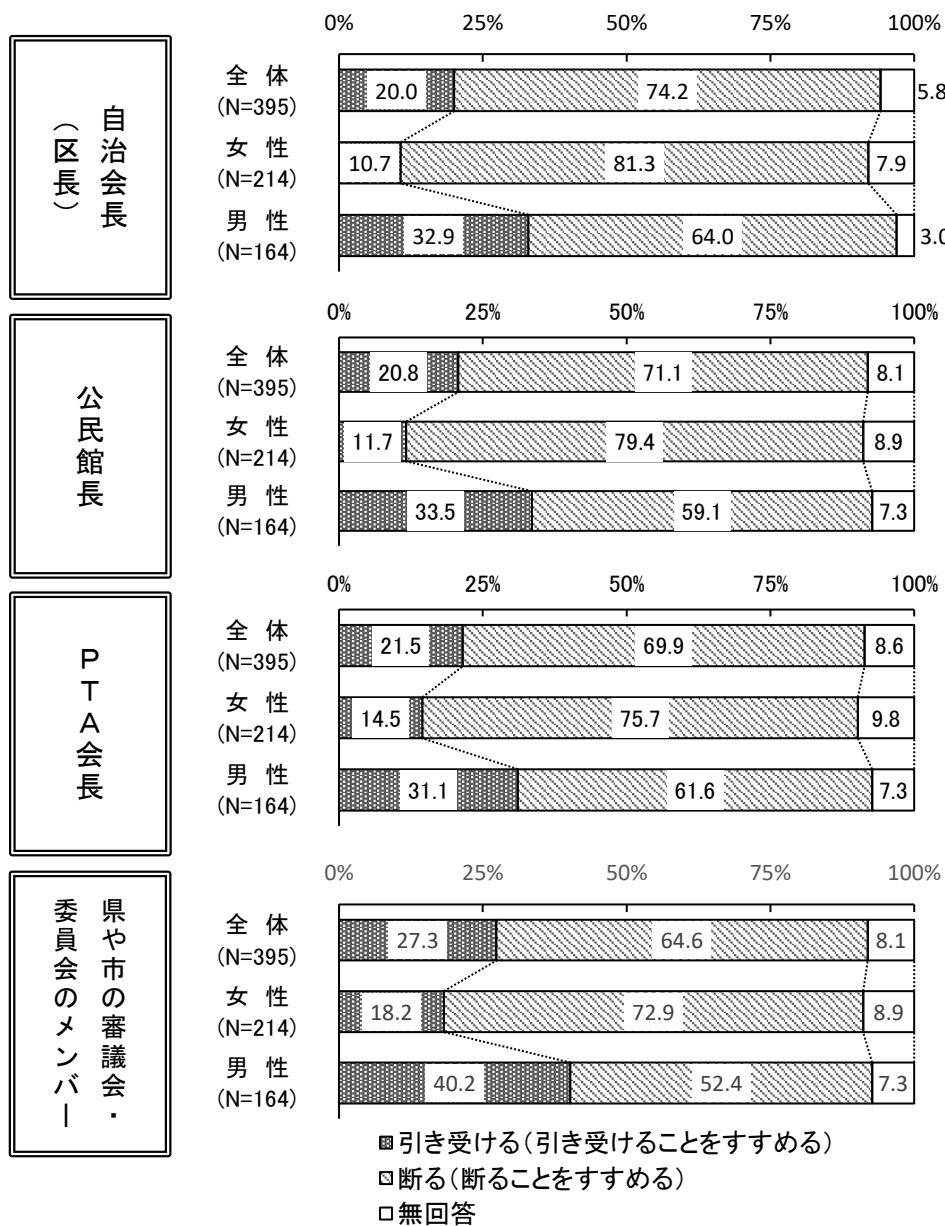
【参考データ】

図表2-3 豊前市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況(令和4年4月現在)

名 称	総人数	女性人数	比率(%)
市議会議員	13	2	15.4
審議会等委員	251	76	30.3
地方自治法第180条の5に基づく委員会等	28	5	17.9
地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を除く)	223	71	31.8
行政区長	127	1	0.8
小・中学校PTA会長	14	1	7.1
民生委員・児童委員	67	36	53.7
豊前市職員	218	80	36.7
管理職	32	4	12.5
うち部長級	4	0	0
うち課長級	18	3	16.7
うち課長補佐級	10	1	10.0
うち係長級	60	21	35.0

【参考データ】

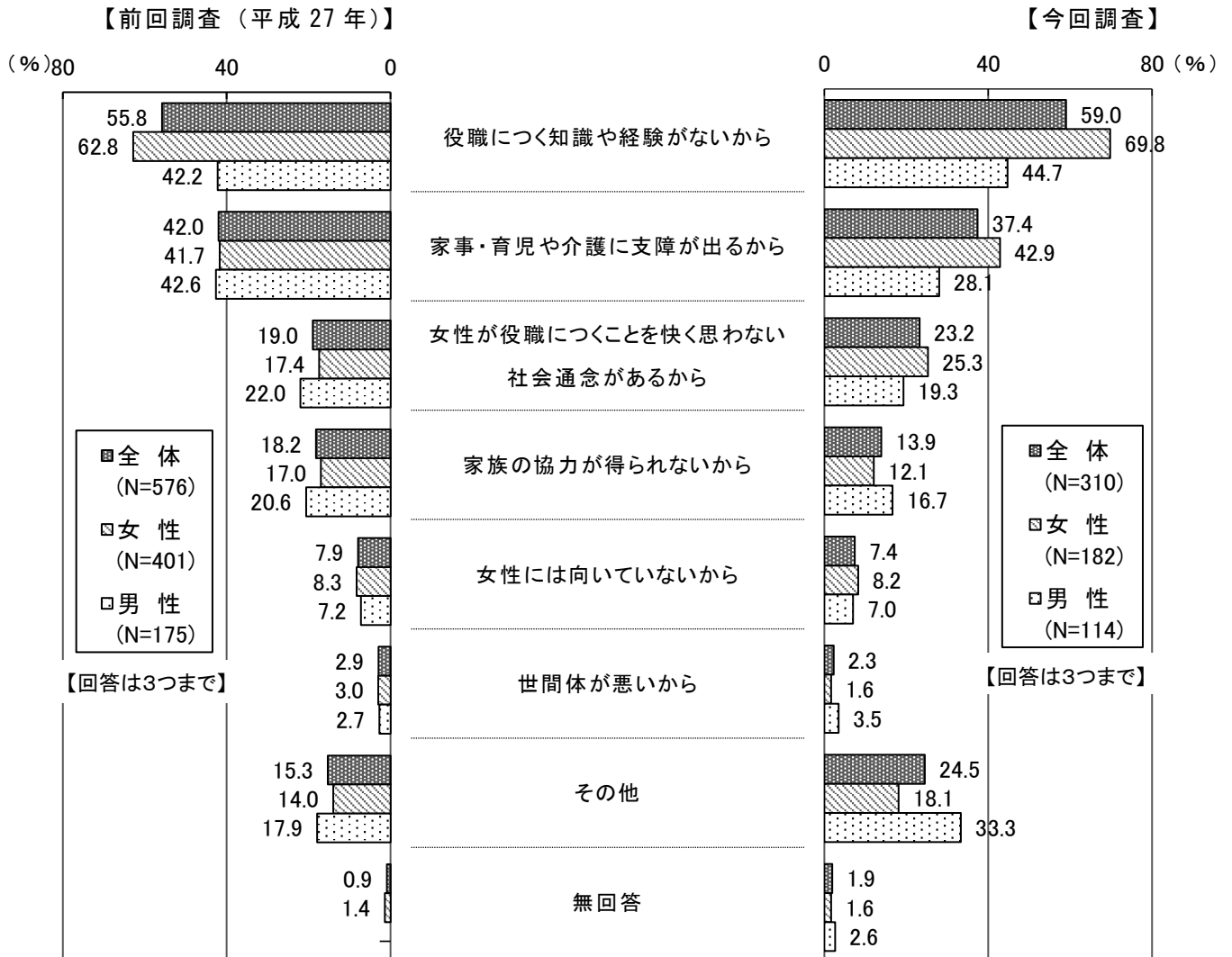
図表2-4 地域の役職に女性が推薦された場合の対処[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

【参考データ】

図表2-5 断る(断ることをすすめる)理由[全体、性別](前回調査比較)



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

●主な施策 1 男女共同参画に関する啓発活動の充実

【現状と課題】

一人ひとりが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、市民の男女共同参画についての理解の促進や、固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女共同参画の意識づくりを進める必要があります。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について反対する人は7割を超えており、2015年（平成27年）に実施した前回調査からも大きく数値を伸ばしています【図表1-3-4】。豊前市においては、固定的な性別役割分担意識が弱まっていることがうかがえます。また、「男女共同参画社会」という言葉についても8割近い人が認知しています【図表2-6】。一方で、「社会通念・慣習・しきたりなどで」についての男女の地位の平等感として8割近い人が「男性優遇」と回答しており、社会において男性中心の意識や通念が残っていると考える人が多くなっています【図表2-7】。

市民の男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めるため、様々な機会を活用し、幅広い対象に向けて意識啓発と情報及び学習機会の提供を行います。市の各種相談窓口の連携強化と情報共有を図り、市民の様々な相談に対応できるよう、相談体制を充実します。市が発行する広報誌やチラシ等の作成にあたっては、固定的な性別役割分担意識を助長することのないよう、男女共同参画の視点から配慮をします。

（１）男女共同参画に関する啓発と相談の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
12	男女共同参画に関する市民への意識啓発の推進	男女共同参画に関する講演会や講座の開催とともに児童生徒の作品募集などを通じて市民の意識啓発を図ります。	人権男女共同参画室
13	市民のための相談体制の充実	様々な問題を抱える市民の相談に対応できるよう、各種相談窓口の関係各課及び各種相談員の連携の強化と情報の共有を図ります。	人権男女共同参画室 福祉課 総務課 商工観光課 学校教育課 健康長寿推進課

(2) 男女共同参画についての学習機会の提供

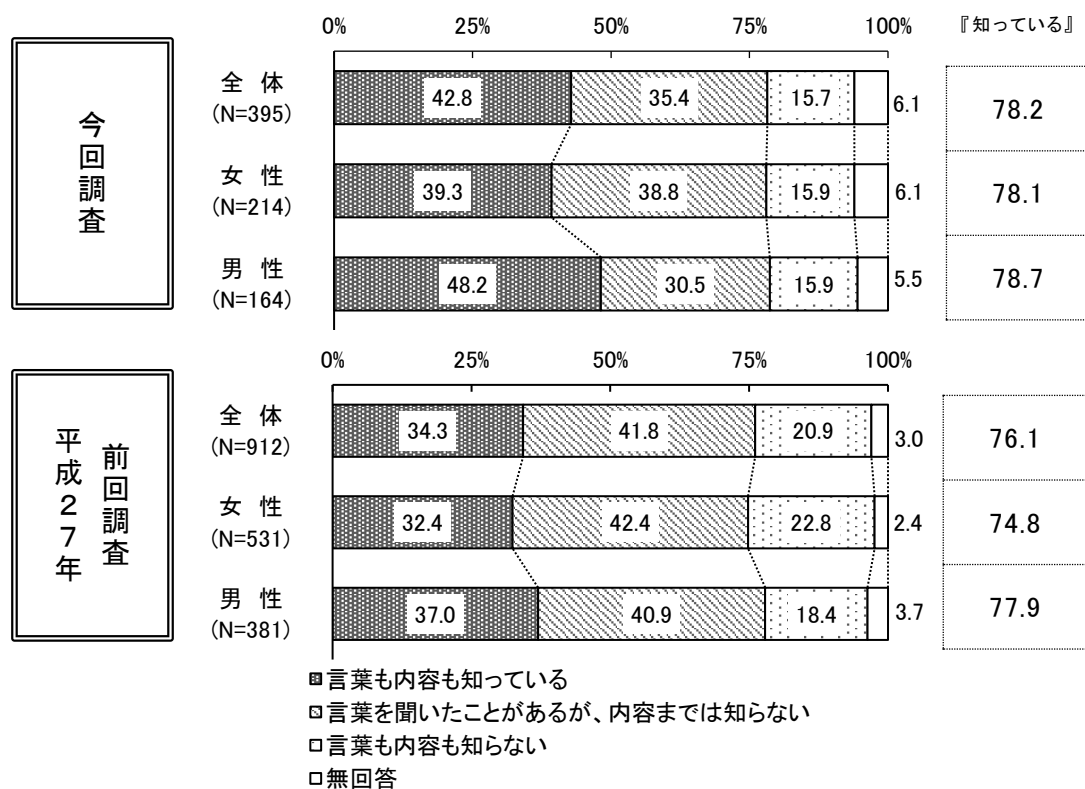
番号	事業名	事業概要	担当課
14	男女共同参画に関する市民講座の開催	男女共同参画に関する市民向けの講座や学習会などを開催し、広く市民の意識啓発を図ります。実施にあたっては、開催方法や内容について工夫していきます。	人権男女共同参画室
15	市民の男女共同参画に関する学習の支援	地域や企業、グループで行う自主的な学習会等に対して、関係各課と連携して情報提供やDVD等の貸し出し等を行い、市民の学習活動を支援します。	人権男女共同参画室 生涯学習課

(3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
16	男女共同参画に関する広報の充実	市報や市ホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を積極的に提供します。	人権男女共同参画室
17	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する国・県の各種資料、講座や相談窓口等の情報を収集し、市役所窓口および市内公共施設、広報等を通じて情報提供を行います。	人権男女共同参画室 生涯学習課
18	広報物の表現への配慮	市が発行する広報誌、冊子、ポスター等の作成について、男女共同参画の視点に立った表現に配慮します。	全庁

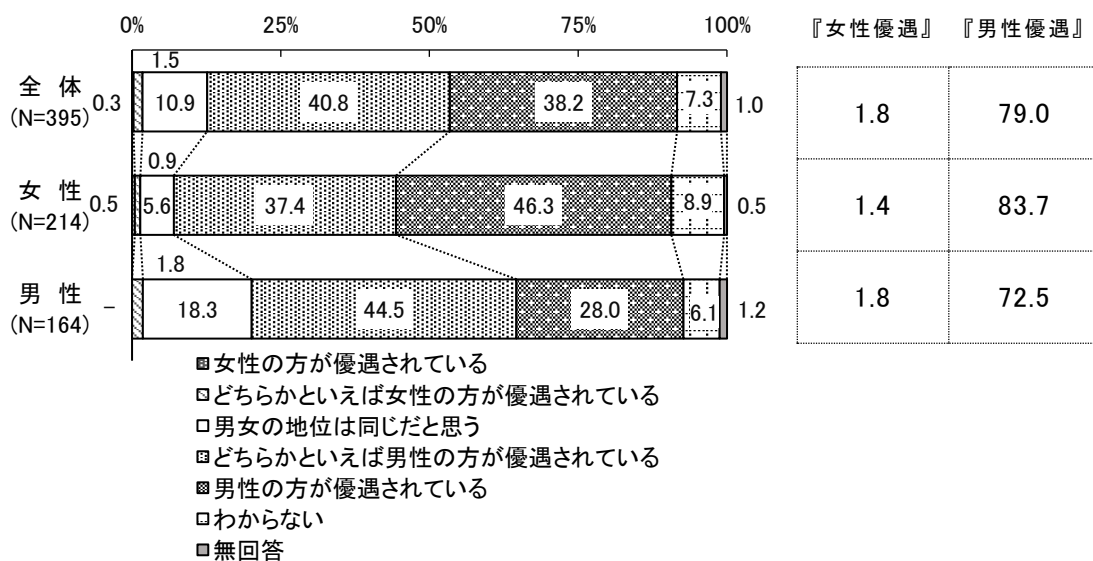
【参考データ】

図表 2-6 「男女共同参画社会」という言葉の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

図表 2-7 社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等感〔全体、性別〕



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

●主な施策2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

人は子どもの頃から様々な場面で様々な人と接する中で、社会のルールや価値観を学んでいきます。中でも子どもたちが1日の大半を過ごす学校教育や保育の場で受ける影響は大きく、子どもたちが性別によって自分の可能性を狭めてしまったり、性差別的な認識を持ったりしないよう、男女共同参画の観点からの配慮が必要です。

市民意識調査では、「学校教育の場」について半数以上の人々が「男女の地位は同じだと思う(平等)」と認識しており、比較的平等感が高くなっています【図表2-8】。また、男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきこととして、「若い世代や子どもへの男女共同参画の意識啓発」が第2位にあげられており、若い世代や子どもへの啓発が重要視されていることがうかがえます【図表1-3-5】。様々な個性と可能性を持った子どもたちが、性別にとらわれず自らの将来を選択できるように、学校教育や保育の場においても男女共同参画の視点に立った教育を行うことが求められます。

小・中学校の教職員や幼児保育・教育関係者に向け、男女共同参画に関する情報の積極的な提供と意識啓発に努めます。子どもたちが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を伸ばせるよう、性別にとらわれない教育・進路指導を推進します。

(1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進

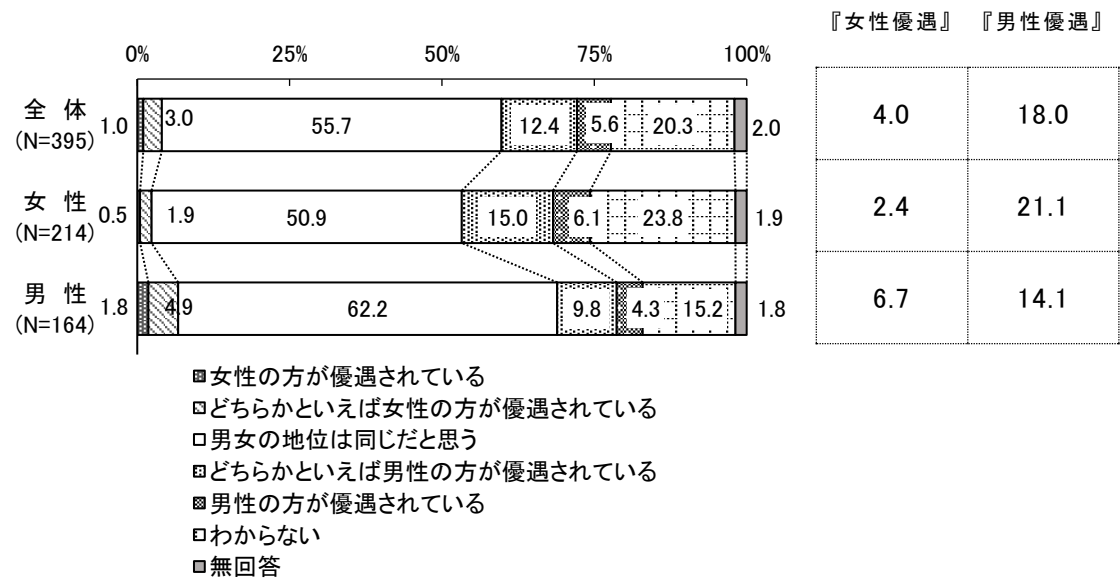
番号	事業名	事業概要	担当課
19	教育・保育関係者への意識啓発の推進	県、教育事務所等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報提供や講座・イベントの案内を積極的に行い、小・中学校の教職員や幼児保育・教育関係者の意識啓発を推進します。	学校教育課 福祉課

(2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
20	性別にとらわれない進路指導の充実	性別にとらわれず、個人の能力適性を重視して職業や進学先を選択できる職業観の形成及び進路指導の充実を図ります。	学校教育課
21	男女共同参画の視点に立った教育の推進	技術・家庭や総合学習の時間をはじめとして、教育活動全般において、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	学校教育課

【参考データ】

図表2-8 学校教育の場での男女の地位の平等感[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

●主な施策1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

【現状と課題】

働くことは、生活の基盤を構築するうえでも、生きがいや自己実現という観点からも、人々にとって重要な意味を持っています。女性の労働力率が上昇している近年では、各種法制度についても整備が進められています。2022年（令和4年）4月からは「女性活躍推進法」が改正されて、勤続年数の男女差や管理職に占める女性比率などの現状を把握するとともに課題の分析を行い、女性活躍推進のための行動計画を策定する義務が、中小企業まで拡大されました。

市民意識調査でも、女性が職業を持つことについて「ずっと職業を持っている方がよい」とする人が約5割に上り、前回調査から大きく増加しています。【図表2-9】。一方で、職場での男女の地位について「男女の地位は同じだと思う（平等）」と考える人は約2割にとどまっており【図表2-10】、働く場における男女共同参画が十分に進んでいないことがうかがえます。

働く場において、人々が性別に関わらず個性と能力を発揮できるよう、事業所等に対する意識啓発や情報提供を進めます。子育てや介護等の理由でいったん仕事を辞めた人も含めて、就労・再就労に向けた支援として、講座等の情報提供や就労に関する相談の充実に努めます。農林水産業・商工業等の自営業者に対しても、労働環境の整備等についての情報提供や働きかけを行います。

（1）企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
22	事業所等に対する意識啓発と情報の提供	職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室
23	就労に関する法制度等の周知	事業所に対し、就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室

(2) 男女の就労・再就労支援の充実

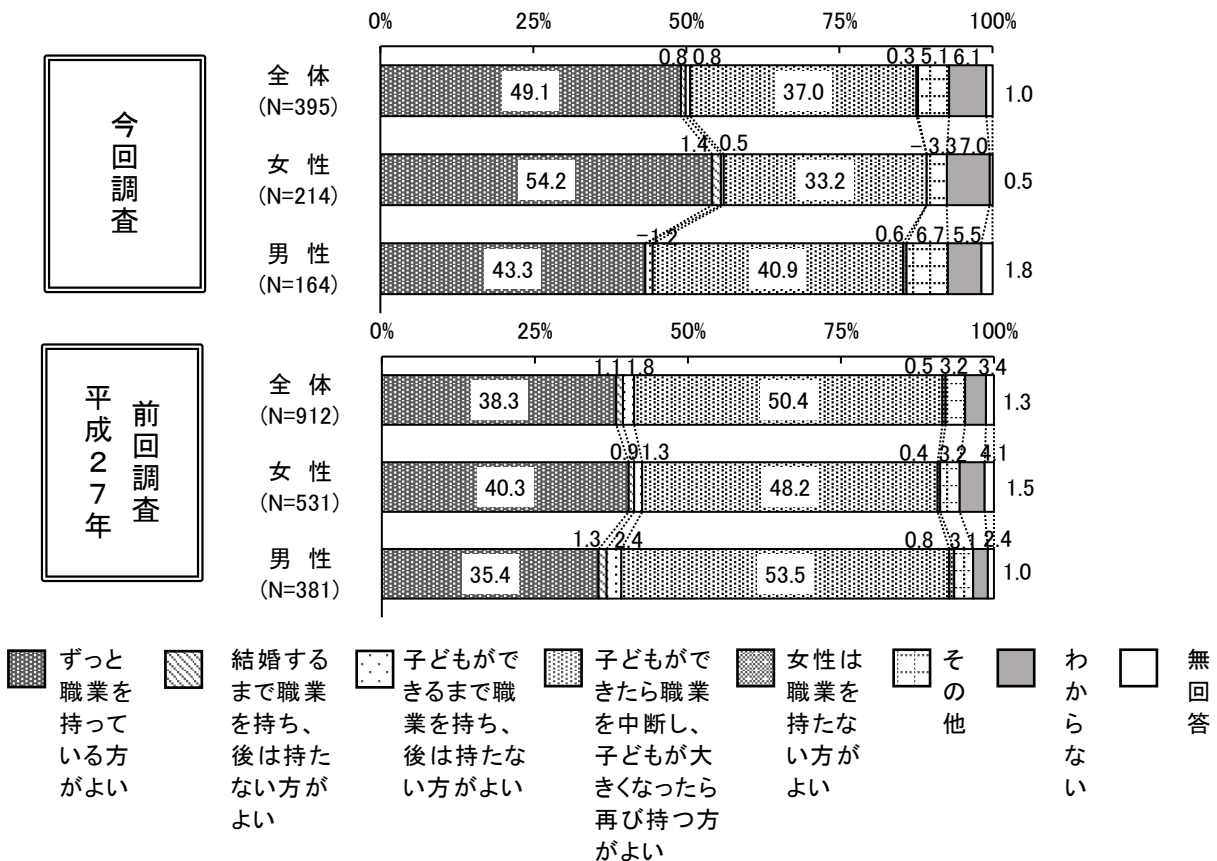
番号	事業名	事業概要	担当課
24	就労・再就労のための情報提供の充実	男女の就労・再就労を支援するため、技術・知識習得のためのセミナーや支援制度、イベント等の情報提供を行います。	人権男女共同参画室 商工観光課
25	就労(労働)相談の充実	県や国が主催する関連事業について情報提供を行うとともに職業安定所等と連携し、労働、求人、就労に関する相談事業を拡充します。	商工観光課

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
26	農林水産業・商工業等の自営業の労働環境整備の推進	女性農業者を対象とする研修会や補助事業制度の周知、自営業者等との学習会・意見交換会の実施など、農林水産業・商工業やサービス業従事者への労働環境整備等に関する啓発に努めます。	商工観光課 農林水産課

【参考データ】

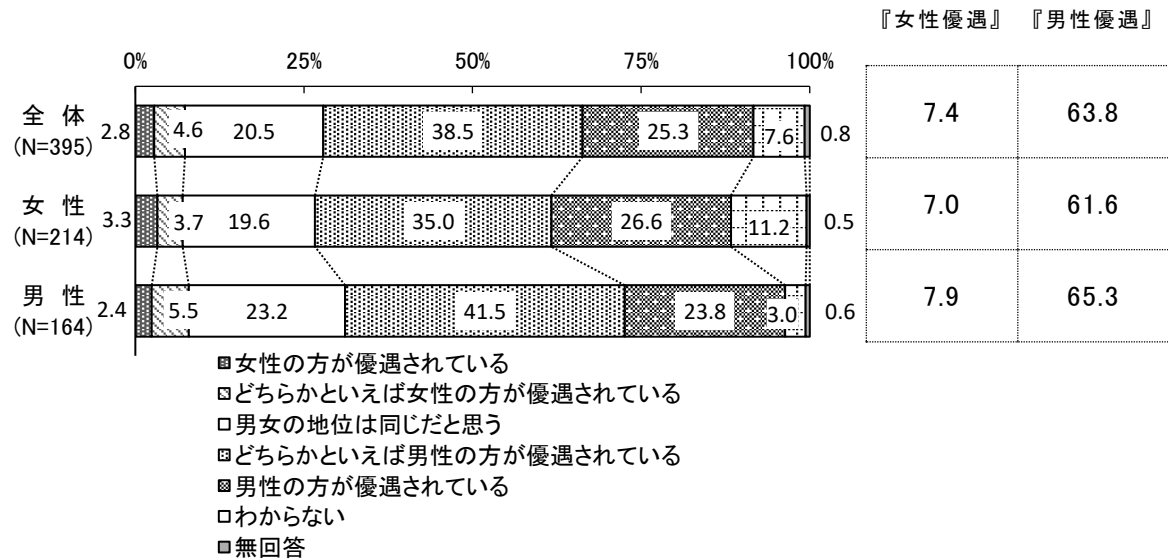
図表2-9 女性が職業を持つことについて[全体、性別](前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

【参考データ】

図表2-10 職場での男女の地位の平等感[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

●主な施策２ 仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりのためには、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直し、性別に関わらず一人ひとりが望むバランスで、仕事だけではなく家庭生活や子育て、地域活動、趣味等の様々な活動に携わることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。そのためには、職場等での働き方改革の取組みを推進するとともに、子育てや介護をしている人が暮らしやすい環境づくりや、両立への支援が求められます。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、どのような条件整備が必要と思うかについて、「育児や介護のための休業制度や、休業中の手当・給付金の充実」「企業における柔軟な勤務制度の導入（例えば短時間勤務制度や在宅勤務など）」「男性が育児休業や看護・介護休暇を取得しやすい職場環境づくり」「育児や介護のための施設やサービスの充実」などが上位にあげられており、職場での取組みや両立のための制度の充実が重視されています【図表２－11】。

市民一人ひとりやそれぞれの職場がワーク・ライフ・バランスの必要性を理解し、主体的に取り組めるよう、事業所等に対して啓発や情報提供を行います。子育て支援や介護サービス提供にあたっては、男女共同参画の視点を持って、性別に関わらず子育てや介護と他の活動との両立ができるよう、施策を推進していきます。公的施設や公園などでは子育てに配慮した整備を行い、子育て環境の充実を図ります。また、高齢者や障がい者家族の介護を担っている市民に対して自分自身のための時間を持って休養を図るレスパイト※の機会の提供に努めます。

（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
27	事業所等に対する意識啓発と情報の提供（再掲 22）	職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室
28	就労に関する法制度等の周知（再掲 23）	事業所に対し、就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室

（２）子育て支援施策の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
29	男女共同参画の視点に立った子育て支援	就労形態やライフスタイルに関わらず、子育てをする市民が子育てと仕事や他の活動との両立ができるよう、病児保育や一時預かり、学童保育などの各種保育サービスの拡充を図るとともに、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 生涯学習課

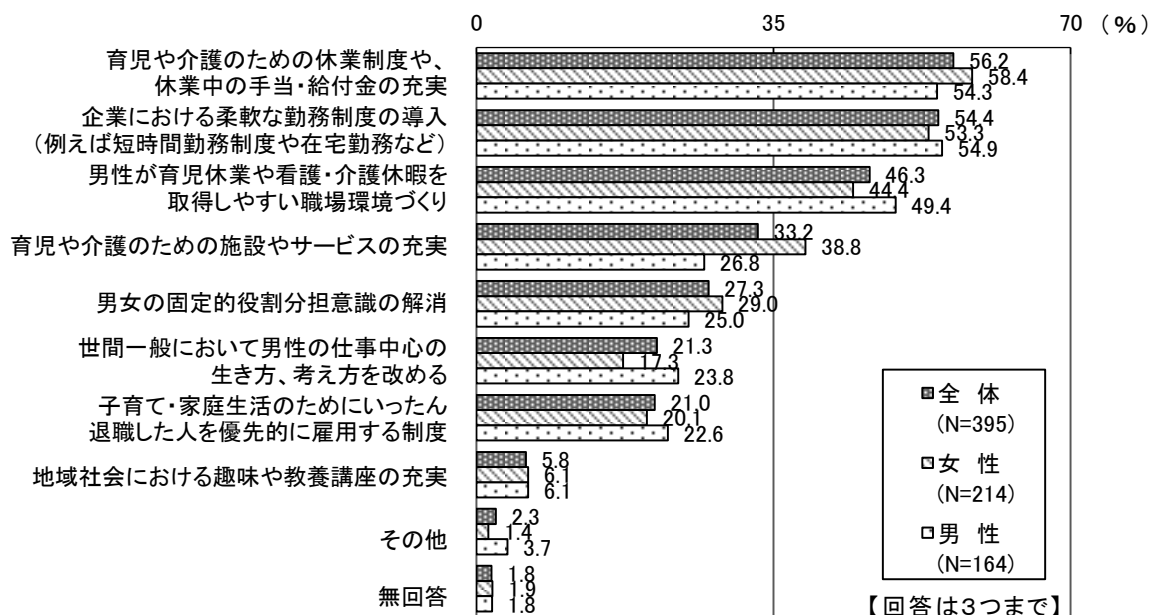
番号	事業名	事業概要	担当課
30	子育てにおける男女共同参画の推進	男女がともに子育てに参画できるよう、育児教育や個別の相談と支援を実施し、意識の向上と知識の普及に努めます。実施にあたっては、曜日や時間帯の設定、各種健診等の機会の活用など、参加しやすい工夫に努めます。	健康長寿推進課 人権男女共同参画室 生涯学習課
31	子育て環境の整備	子育てをする市民が安心して子育てできるよう、公的施設や公園などについて、子育てに配慮した整備を推進します。市が主催する講座や催事においては、子育て中の人でも参加しやすいよう、必要に応じて一時保育(託児)を実施します。	全庁

(3) 介護を社会で支える環境の整備

番号	事業名	事業概要	担当課
32	男女共同参画の視点に立った介護者への支援	高齢者・障がい者(児)を介護している家族への情報提供や相談体制を充実するとともに、看護や介護を行う家族の負担軽減を図る機会の提供に努めます。	健康長寿推進課 福祉課
33	男女共同参画の視点に立った仕事と介護の両立支援	高齢者・障がい者(児)へ必要な介護サービス・障害福祉サービスを提供して家族の介護をしている人の仕事との両立を支援します。	健康長寿推進課 福祉課

【参考データ】

図表2-11 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

●主な施策３ 家庭生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化やライフスタイル、ライフコースの多様化が進行し、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加している現代においては、炊事や掃除、洗濯、家計の管理など、生活するうえで必要なことについて、性別に関わらず知識や技術を身につける必要性が増えています。生活に必要な技術の習得にあたっては、子どもの頃から生活の中で経験を積むことも重要です。

市民意識調査では、炊事・掃除・洗濯などの家事は多くの場合妻に偏っています【図表２－１２】。一方で、「性別を問わず、炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」と考える人は９割台の半ばに上っており【図表２－１３】、子どもの頃からの生活面での自立のための教育が求められています。

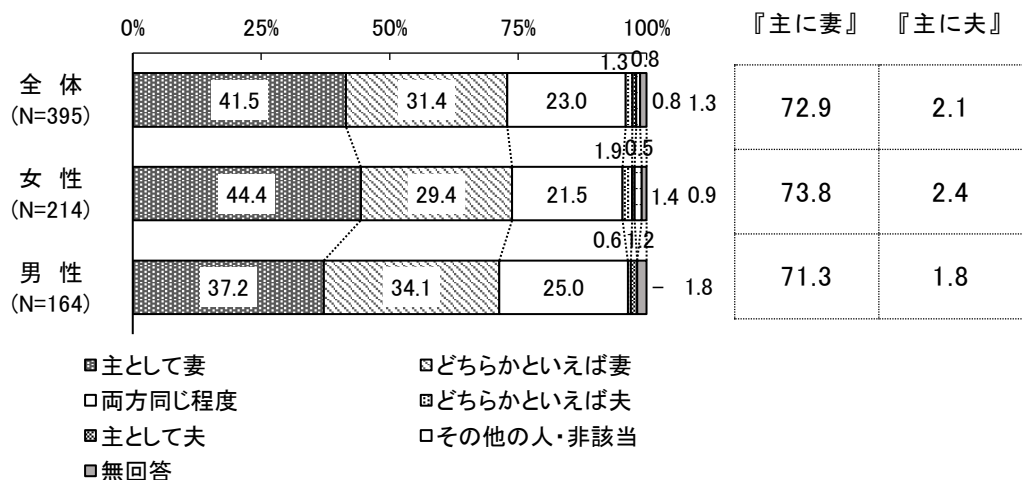
様々な年代の市民を対象に、生活に関する講座などの学習機会や情報の提供を行い、一人ひとりが生活していくうえで必要な知識や技術を身につけ、家庭内で自立した生活が営めるよう支援します。

（１）男女の生活面での自立に向けた取組みの推進

番号	事業名	事業概要	担当課
34	生活面での自立のための講座等の実施	児童・生徒を含めた市民を対象とした、生活面の自立のための講座や情報提供を行うなど、一人ひとりが生活に必要な技術や知識を身につけることができるよう支援します。	健康長寿推進課 生涯学習課 学校教育課 商工観光課 人権男女共同参画室

【参考データ】

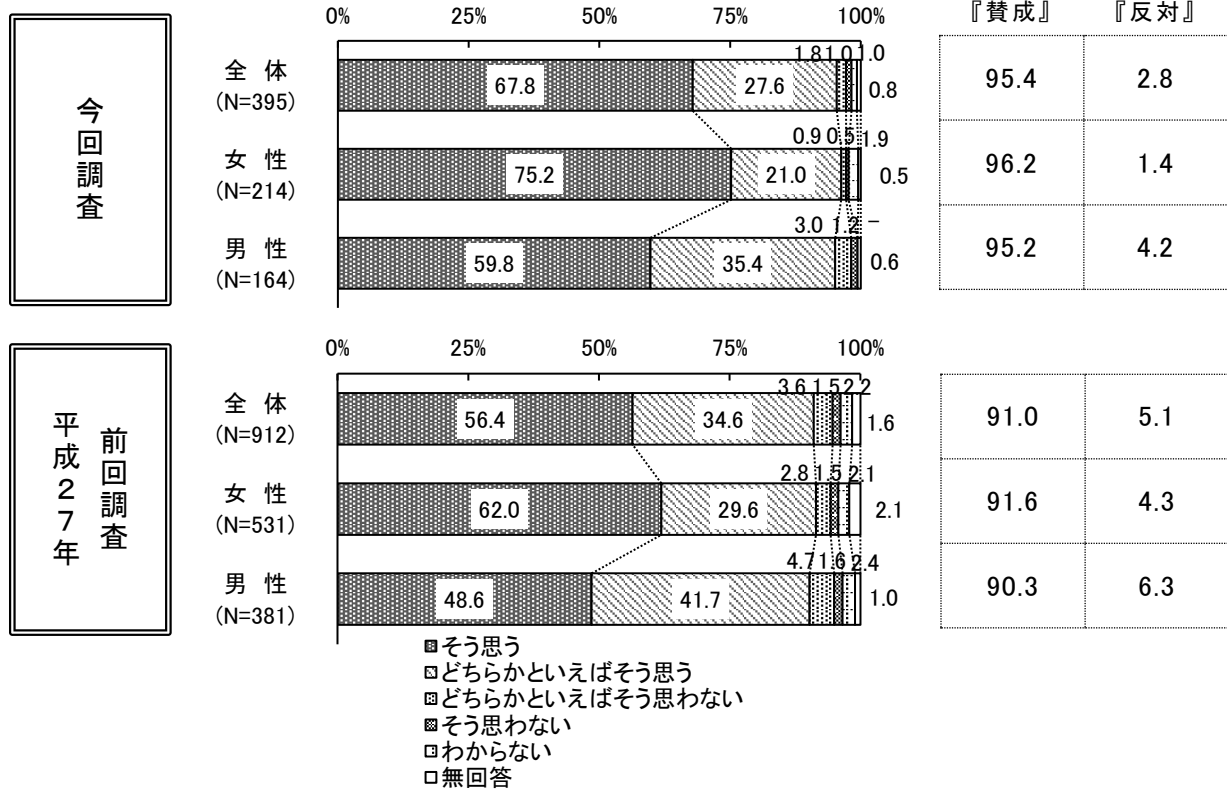
図表２－１２ 炊事・掃除・洗濯などの家事[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和３年１２月

【参考データ】

図表2-13 性別を問わず、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい〔全体、性別〕
(前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

基本目標Ⅳ

一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり

●主な施策 1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者や恋人などパートナーからのDV、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」という）、性暴力などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVやハラスメントなどの暴力を社会的課題として解決するためには、被害者が安心して相談できる体制を整え、迅速かつ適切な支援につなげる必要があります。同時に、暴力を未然に防ぐための取組みも重要です。

市民意識調査によると、過去3年ぐらいの間に配偶者などパートナー関係にある（あった）人から何らかの暴力を受けた経験がある人は男女ともにみられますが、いずれの暴力についても女性で経験率が高くなっています。【図表2-14-①・②】。しかし、DVを受けても誰にも相談をしなかったという人が多く、また相談した場合も友人か家族などの身近な人がほとんどとなっています【図表2-15】。

DVおよびデートDV、セクハラを始めとするあらゆるハラスメント、性暴力の防止について、市民や事業者を対象に啓発を行います。DVについては相談体制を充実するとともに、庁内及び関係各機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応ができるよう引き続き体制の充実を図ります。ハラスメントについては、労働相談や弁護士相談など、適切な専門相談窓口についての情報提供を行います。

（１）DV、ハラスメント、性暴力等の防止対策の推進

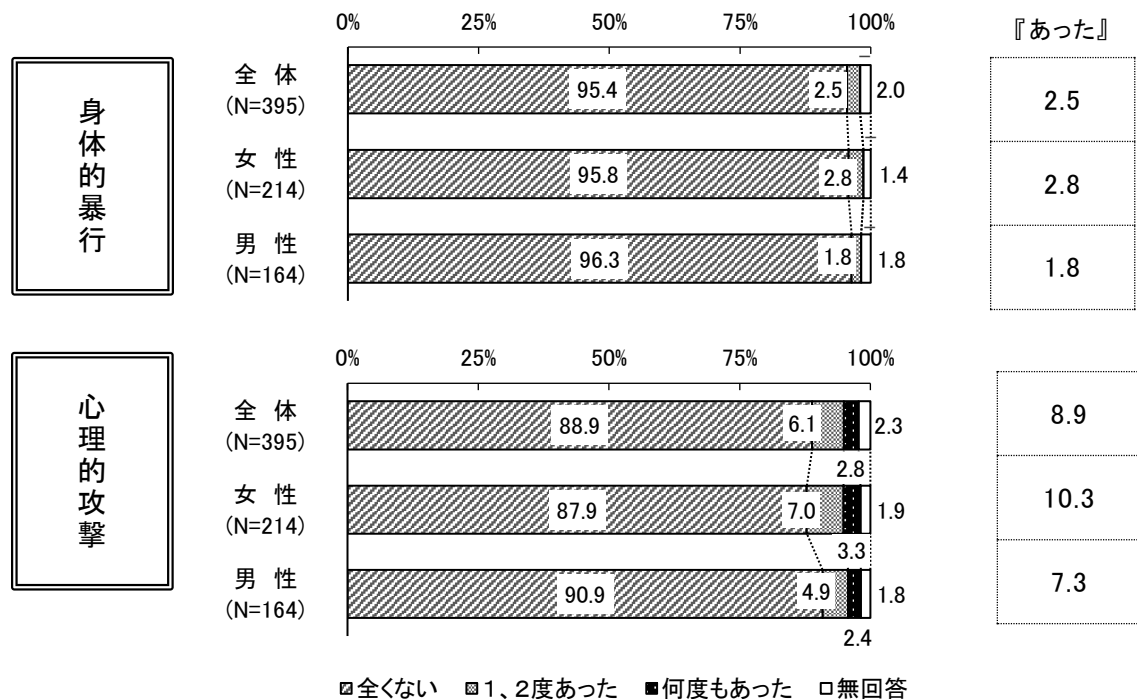
番号	事業名	事業概要	担当課
35	DV・デートDV・性暴力等に関する啓発及び情報提供の推進	市報や市ホームページ、チラシ等の活用や、講座、研修会等を実施し、市民にDV・デートDV・性暴力等の実態及び関連する法制度についての周知を図り、被害者への適切な支援につながるよう情報提供を行います。	人権男女共同参画室 総務課 福祉課
36	ハラスメント防止のための事業者・学校関係者への啓発の推進	雇用場や学校でのあらゆるハラスメント防止に向けて、事業主及び労働者、学校関係者に対して積極的な啓発、情報提供を行います。	商工観光課 学校教育課 人権男女共同参画室

(2) DV、ハラスメント、性暴力等に関する相談支援体制の拡充

番号	事業名	事業概要	担当課
37	DV・デートDV・性暴力等に関する相談体制の充実	DV・デートDV・性暴力等に関する市民からの相談に適切に対応するための体制を充実します。	人権男女共同参画室 健康長寿推進課 市民課 福祉課
38	DV等暴力防止のためのネットワークの充実	関係機関・関係団体との連携を強化し、DV防止と被害者支援の体制の充実を図ります。庁内においても、関係会議等を通して情報共有を徹底し、被害者等への適切な対応と支援を行います。	人権男女共同参画室 全庁
39	DV等の被害者支援の充実	DV等被害者への迅速かつ適切な対応、二次加害を起こさない対応を行うため、DV等相談支援対応マニュアルを活用して、職員の認識と情報の共有を図ります。	全庁
40	ハラスメントに関する相談の充実	あらゆるハラスメントに関する市民からの相談について、労働相談や弁護士相談など、適切な専門相談機関について情報を提供します。	人権男女共同参画室

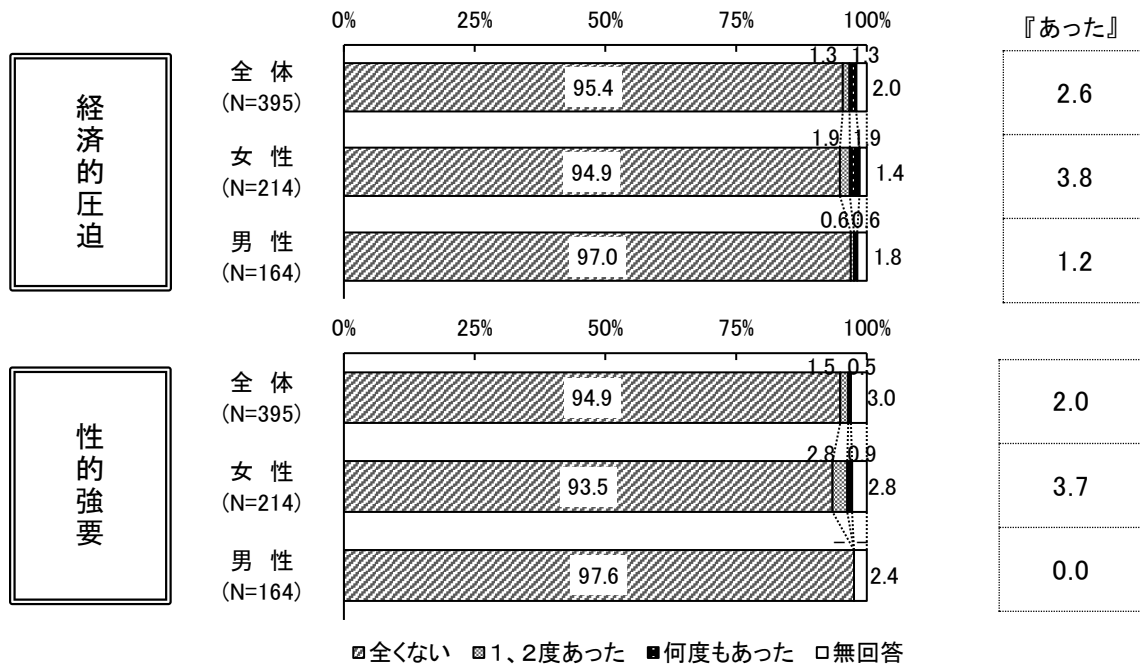
【参考データ】

図表2-14-① 過去3年ぐらいの間に配偶者、パートナーや恋人からの暴力の経験[全体、性別]



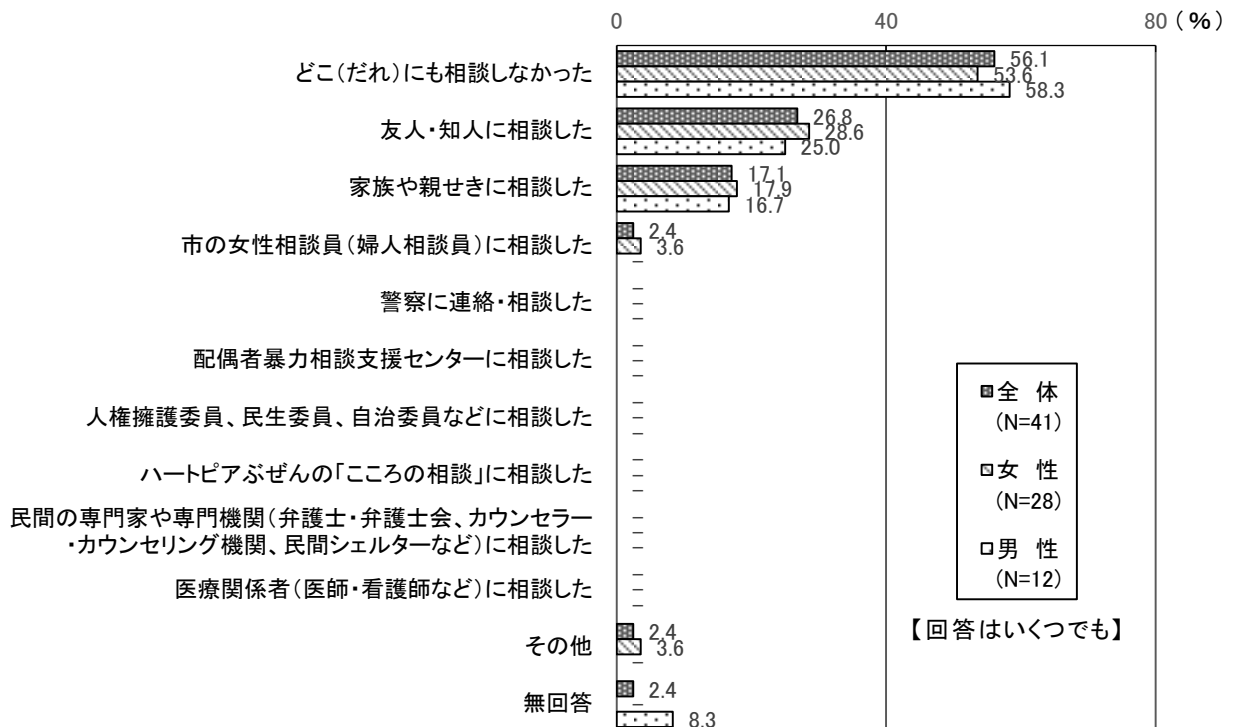
資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

図表2-14-② 過去3年ぐらいの間に配偶者、パートナーや恋人からの暴力の経験[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

図表2-15 相談の有無[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

●主な施策2 生涯にわたる健康づくりの推進

【現状と課題】

すべての人がその人権を尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。一方で、女性は月経、妊娠・出産等の身体的機能を備えており、思春期から青年期、中高年齢期の生涯にわたり、男性とは異なる健康上の課題に直面する場合があります。性別やライフステージに応じた健康支援が必要です。また、一人ひとりが性や生殖、健康について主体的に考え行動するためには、基本的人権の一つであるリプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についての市民の理解を深めるとともに、性について正確な知識や情報を入手することができる機会や環境をととのえることが重要です。

各年代やライフステージに応じた健康課題に配慮し、各種健診や相談の充実を図り、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。若い世代を含め、市民が正しい知識と認識のもとに自身の性と生殖について決定し、また、互いに尊重できるよう、性や妊娠・出産、性感染症等に関する知識や、性や生殖についての自己決定の重要性など、リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する情報提供、啓発を積極的に行います。

（１）ライフステージに応じた健康づくり支援

番号	事業名	事業概要	担当課
41	妊娠・出産期における健康支援	妊娠・出産期における健康保持のため、相談や保健指導、他の相談窓口等の案内などを行い、母子の健康づくりを支援します。	健康長寿推進課
42	ライフステージに応じた男女の健康づくり支援	性別による健康課題や状況の違いにも配慮しながら、健康やメンタルに関する相談体制の充実や各種健診の受診率の向上を図り、男女の健康づくりを支援します。	健康長寿推進課 福祉課

（２）リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についての理解の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
43	リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発の推進	関係機関と連携してリプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する情報提供や学習機会を提供し、市民の理解促進を図ります。	健康長寿推進課 学校教育課 人権男女共同参画室
44	学校におけるリプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する教育と相談体制の充実	性に関する知識と理解を深めるために児童・生徒の発達段階に応じた性教育を行います。また、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携により相談体制の充実を図ります。	学校教育課

● 主な施策 3 社会的マイノリティ※の人々への支援

【現状と課題】

豊前市の人口は減少傾向にあり、高齢化率も 2020 年（令和 2 年）時点で 37.6% と高齢化が急速に進行しています。また、豊前市では 2020 年（令和 2 年）時点で 344 人の外国籍の方が生活しています。男女共同参画社会は一人ひとりの個性や能力を尊重する社会であり、様々な属性や文化的背景を持った人々が、地域とのつながりを持ちながら様々な社会的活動に関われるような環境を整えることは、男女共同参画社会の実現だけではなく、地域の活性化にもつながります。しかし、高齢者や障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会的に困難な立場になりやすい人は、女性であることでより複合的な困難に直面することも多く、男女共同参画の視点からの支援が必要です。また、近年、LGBTQ 等の性的少数者の人々についての理解や支援が広がりつつある一方で、社会の無理解や偏見も根強く残っており、性的指向や性自認によって不利益を受けるという事実も存在しています。

高齢期の男女や障がいを持つ男女が、地域との交流や社会参加の機会を持つことができるよう、支援の充実を図ります。豊前市で生活する外国人に対しては、多言語での情報提供を充実するなど、日常生活における言語的・文化的な障害を軽減するよう努めます。ひとり親家庭等に対しては、経済的支援に関する情報提供の充実を図るなど、負担の軽減のための施策を推進します。性的少数者や多様な性のあり方について、市民や職員の理解を促進するとともに、県の「パートナーシップ宣誓制度」の取組みについての周知や教育現場における配慮等、必要な支援に努めます。

（１）高齢者・障がい者に対する支援

番号	事業名	事業概要	担当課
45	高齢者・障がい者への支援の充実	高齢期や障がいを持つ市民に対し在宅福祉サービスの提供により、住み慣れた地域で生活できるように支援します。支援に際しては、性別によるニーズの違いにも配慮しながら行います。	健康長寿推進課 福祉課
46	高齢者・障がい者の社会参加の促進	高齢期や障がいを持つ市民の社会参画に向けてシルバー人材センターへの支援や就労相談、社会参加促進事業などの支援事業を行います。	健康長寿推進課 福祉課

（２）在住外国人等に対する支援

番号	事業名	事業概要	担当課
47	在住外国人への情報提供の充実	日本語が困難な外国人住民へ通訳サービスや音声翻訳機により窓口での支援体制を充実します。また、多言語によるパンフレットの活用等情報提供に努めます。 日本語教室や交流イベント等の開催による地域住民との共生社会づくりに努めます。	国際共生推進室 全庁

（３）ひとり親家庭等への支援

番号	事業名	事業概要	担当課
48	ひとり親家庭等への支援の充実と周知	児童扶養手当制度や母子寡婦福祉貸付制度等の周知を徹底し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に努めます。また、家事援助制度や公営住宅への入居等、ひとり親家庭等への支援の充実に努めます。	福祉課 都市住宅課 市民課
49	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	ひとり親家庭等の生活安定と自立のために、子ども家庭支援員や女性相談等相談体制を充実するとともに相談窓口の周知を図ります。	福祉課 人権男女共同参画室
50	生活に困難を抱える人への支援	経済的困難など生活に不安を抱える市民に対し、関係機関と連携し、各種制度の情報提供や相談等、必要な支援を行います。また、ヤングケアラー※の実態把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り必要な支援を実施します。	福祉課 学校教育課 人権男女共同参画室

（４）性的少数者への支援

番号	事業名	事業概要	担当課
51	性的少数者への支援と理解の促進	多様な性のあり方について、講演会やセミナー、広報紙等により市民の理解を促進します。また、県のパートナーシップ宣誓制度等の周知とともに、市職員の多様性への理解を深めて施策の推進にあたります。	人権男女共同参画室

基本目標Ⅴ

市民とともに進める推進体制の充実

●主な施策 1 推進体制の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させ、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って、全庁的に施策の推進にあたるのが重要です。豊前市では男女共同参画推進会議を開催し、庁内での意識と情報の共有を図るとともに、男女共同参画審議会をはじめとして市民と協働しながら施策の推進にあたっています。

今後も、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会を定期的に行い、庁内関係各課の理解と連携を深めながら、計画的かつ総合的に本計画を推進していきます。「ハートピアぶぜん」における情報提供や啓発などの機能を充実させるとともに、男女共同参画の推進活動に関わる市民を増やし、行政と市民が協働で男女共同参画に取り組むためのネットワークづくりに努めます。また、豊前市役所が模範的職場となるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、セクハラを始めとするあらゆるハラスメントの防止に努め、庁内における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

(1) 市民と協働の推進体制の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
52	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画推進会議により男女共同参画に関わる事業の進捗状況の管理及び関係各課との連携を進めます。	人権男女共同参画室 全庁
53	男女共同参画審議会の運営	市民を含めた男女共同参画審議会により、計画の施策について推進状況を評価・検討し、提言と答申を行います。	人権男女共同参画室
54	男女共同参画に関する実態やニーズの把握	市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握して、施策の検証・推進を実施していきます。また、企業に対しても女性の雇用状況や管理職登用状況について調査を実施します。	人権男女共同参画室 商工観光課
55	男女共同参画推進拠点の充実	ハートピアぶぜんにおいて男女共同参画に関する情報提供・啓発・相談業務などの機能の充実を図り、市民への啓発と活動の支援に努めます。	人権男女共同参画室 生涯学習課

(2) 庁内における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
56	市職員に対する研修の実施	市職員に向けての男女共同参画に関する研修、講座等を定期的で開催し、市職員の意識の向上を図ります。	総務課 人権男女共同参画室
57	ハラスメントについての職員への啓発	市職員に対してセクハラを始めとするあらゆるハラスメントに関する研修会や啓発、情報提供を行い、職員の理解を深め、ハラスメントの防止に努めます。	総務課 人権男女共同参画室
58	ハラスメントに関する庁内相談体制	関係機関と連携しあらゆるハラスメントに関する庁内の相談体制を充実するとともに、職員への周知を行います。	総務課

●主な施策２ 特定事業主行動計画の着実な推進

【現状と課題】

豊前市では、2021年（令和3年）3月に改訂した豊前市特定事業主行動計画において、女性管理職の比率を30%とすることを目標としています。2022年（令和4年）度の管理的地位の女性職員比率は12.5%で【図表2-3】、まだ達成できていません。一時的に目標に近づいても数値を維持するのが難しいといえる状況です。

多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、施策を推進する行政において、多様な人材の能力の活用や多様な視点の導入等を進めることが必要であり、また、民間の事業所の模範となるためにも、職場における男女の機会均等や女性管理職の育成に努めなければなりません。

市においては、これまでどおり採用・配置等における男女の機会均等、男女職員の職域の拡大を推進します。また、職員が性別に関わらず仕事と生活を調和させることができるよう、働き方の見直しや仕事や子育て等との両立ができる環境の整備に努めます。人事評価制度を活用し、管理職登用における男女間格差の解消に努めます。

（１）市職員における男女の機会均等と職域の拡大

番号	事業名	事業概要	担当課
59	市職員の採用・配置における機会均等	会計年度任用職員を含め市の職員採用・配置における男女の機会均等を推進します。	総務課
60	男女の職域拡大と機会均等な職務分担の推進	性別により職務や役割を固定することなく、男女の職域の拡大を図ります。	総務課 全庁

（２）市職員のワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名	事業概要	担当課
61	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	女性の活躍や次世代育成に向けて職場の働き方改革により、仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備を図ります。また、男性が育児休業を取得しやすいよう「子育て応援ハンドブック」を活用し取得促進に努めます。	総務課 全庁

（３）女性職員の管理職登用の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
62	女性職員の管理職登用を図るための取り組みの推進	市職員の管理職登用における男女間格差の解消に向け、職員の意識の高揚を図るとともに、人事評価制度を活用した取り組みを進めます。	総務課